2019年度

東京医科歯科大学教養部
履修の手引き

TMDU
TOKYO
MEDICAL
AND
DENTAL
UNIVERSITY
College of Liberal Arts and Sciences

君が理想と思う医療人になるためには

教養部長　　服部淳彦

かつてレオナルド・ダ・ヴィンチは、ロウソクの炎を見て、こう記している。
「灯を凝視しつつその美しさを観照したまえ。瞬きしてこれをいま一度見直したまえ。そこに君の今見ているものは前にはなかった。そこにかつてあった物はもはやないのである。要素が絶えず死んでゆくものとすれば、灯を再生するものは誰だろう。」
（レオナルド・ダ・ヴィンチの手記、岩波文庫より）

君たちに、1本のロウソクの灯を見せたら、はたしてどのような反応が返ってくるだろうか。高校までの教育においては、いつも問いが用意され、正解が存在した。そしてその正解に早く到達することが評価されてきた。その教育に慣らされてきた君たちにとって、社会人への扉へと続く大学教育には、きっと戸惑いを感じるかもしれない。なぜかというと、大学入試のために行ってきた「勉強」とこれから学ぶ「教養教育」とは質的に異なるからである。高校までは「自分が〜について知っている」ことが大切にされてきたが、これからは「自分が何を知らないかを意識する」ことが大切になる。いや、「自分が何も知らないことに気づく」ことが肝要である。実は気づかないかもしれないが、君たちは「受験」というフレームワークの中でしか考えられない状態になっているのである。失礼を顧みずに言わしてもらえば、それは君たちが幼稚園児と話しているときに感じる感覚と似ているのだ。幼稚園児は幼稚園児なりにこれまで知り得た知識や経験、そして感性をフル稼働させて、日々判断し行動している。幼稚園児は瞬く間に成長（成熟）する。これまで知らなかった世界に触れ、さまざまな体験をして、失敗を繰り返しながら自らの世界を広げていく。しかし、幼稚園児は「自分が知らない」ということを意識しない。君たちはどうだろうか。「実は自分は何も知らない」ということに気がついたら、どういう行動を取るだろうか。「知らない世界を知りたい」と思い、それを得ようと努力するのではないだろうか。

「自分が何を知らないかを意識する」こと、まずはそこから始めてみよう。そうすればおのずと気づくと思うが、知らないこと（世界）は、単なる医・歯分野の知識だけではないはずである。将来なりたい医療人としての自分が備えておかなければならない、「幅広い教養と豊かな感性」、そして将来起こりうる「困難な問題に立ち向かう強い心と問題提起・解決能力」をどう養うかではないだろうか。そう今、その通りだと納得した君、そうかもしれないと思った君、もうはじまっているのだ。常に意識することを忘れなければ、20年後、君が理想と思う医療人に近づいていると思う。期待している。

東京医科歯科大学の理念

【基本理念】

「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」

学問と教育の聖地、湯島・昌平坂に建つ本学は、医療系総合大学として「知と癒しの匠」を創造し、東京のこの地から世界へと翼を広げ、人々の健康と社会の福祉に貢献します。

・教育について

幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します。

・研究について

さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します。

・医療について

心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます。

この理念に基づき、本学の全構成員がそれぞれの役割を自覚し、自らの使命を果たします。

【教育理念】

１．幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければなりません。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければなりません。

２．自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人間を養成する

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められます。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれます。

３．国際感覚と国際競争力に優れる人材を養成する

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいます。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端を行く人材の養成に努めます。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進します。

東京医科歯科大学教養部の教育理念、カリキュラム・ポリシー

【教育理念】

東京医科歯科大学の基本理念に基づき、教養部では国際的に通用する医療人の基盤となる、さまざまな文化や多様な世界を理解できる幅広い教養と、他者を理解するための豊かな人間性と倫理観、自ら問題提起し解決する創造力を兼ね備えた人材を育成する。

【教育目標】

教養教育の理念の実現のために、教養教育と専門教育を学ぶための基礎教育を並行して行い、以下の４つの力を学生に獲得させる。

１．市民社会の一員として、自己と他者を理解するための幅広い教養と感性
２．科学的に考え、理解し、自ら問題を見つけ継続して学ぶ力
３．国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力
４．専門教育に必要な基礎学力や思考力、技術

【カリキュラム・ポリシー】

東京医科歯科大学の教育理念、教養部の教育理念・教育目標に基づき、教養部では以下の方針でカリキュラムを策定する。

１．自己と他者を理解し、世界の多様な考え方への理解を促すための幅広い科目を開講する。
医学科・歯学科については、２年次以降においてもこの趣旨の教養教育科目を段階的に開講する。
２．医療者として必要な高い倫理観を醸成する科目を開講する。また入学当初から、全学科が協働して一つの課題に取り組むことで、将来のチーム医療の基盤を身につけさせる科目を開講する。
３．自ら問題を見つけ、解決し、継続して学ぶ姿勢を養う力を醸成するために、授業方法として、ＰＢＬ方式を始めとしたアクティブラーニングを積極的に取り入れる。
４．国際的な医療人として活躍するために必要な語学力を養う科目を、少人数クラスで開講する。
合わせて、英語で考える力を高めるために、英語で講義する科目を開講する。
５．専門教育に必要な基礎学力や技術を担保するための科目を開講する。

目　　次

まえがき

巻頭言（教養部長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　i
本学の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ii
教養部の理念、カリキュラム・ポリシー・・・・・・・・・・・・・・　iii

Ⅰ　2019年度授業計画

教養部学年暦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
授業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
教養部カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
授業等日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
教養部時間割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
火曜日時間割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

Ⅱ　全学共通科目の履修について

１．教養教育の目的と概要

１）医学科／歯学科の教養教育の概要・・・・・・・・・・・・・・・　11
２）保健衛生学科／口腔保健学科の教養教育の概要・・・・・・・・・　12
３）コンピテンシー一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

２．必修科目と選択科目

医学部医学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
歯学部歯学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
医学部保健衛生学科看護学専攻・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
医学部保健衛生学科検査技術学専攻・・・・・・・・・・・・・・・・　20
歯学部口腔保健学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

３．各科目の履修手続きについて

１）人文科学・社会科学科目の選択と履修手続きについて・・・・・　24
２）外国語科目のクラス分けと履修手続きについて・・・・・・・・・　24
３）自然科学科目のクラス分けと履修手続きについて・・・・・・・・　25
４）共通領域セミナー科目の選択と履修手続きについて・・・・・・・　25
５）履修取消について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
６）試験と成績評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
７）学力認定試験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
８）GP（Grade Point）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

４．主題別教育（医学科・歯学科）について ・・・・・・・・・・・・　28

Ⅲ　開講科目の概要

１．必修・選択科目

１）人文科学・社会科学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

・指針

・開講科目一覧

２）自然科学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

・指針

・開講科目一覧

３）外国語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

・指針

・開講科目一覧

４）保健体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

・指針

・開講科目一覧

５）教養総合講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

・概要

２．共通領域セミナー科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

・概要

・開講科目（開講曜日・時限、募集人数）一覧

３．教養教育科目・連携教育科目（２年次以降）・・・・・・・・・・・・ 48

・概要

・開講科目一覧

４．専門科目（１年次）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

・開講科目一覧

Ⅳ　学生生活のために

１．毎日の学生生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
２．福利・厚生サービスなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55
３．国府台地区施設の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
４．諸手続きの窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59

Ⅴ　履修に関する規則

１．学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
２．全学共通科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
３．試験規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
４．学習の評価及び再履修についての教養部申合せ・・・・・・・・・　89
５．試験についての教養部申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
６．学部教育におけるＧＰＡ制度取り扱いに関する要項・・・・・・　95
７．歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目の履修に係る申合せ・・・・　97
８．学生の懲戒に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　98
９．学生指導票交付要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108

Ⅵ　建物配置図・教養部教員連絡先

１．国府台地区建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　114
２．湯島地区建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119
３．教養部教員連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　121

Ⅰ．2019 年度授業計画

第１学年　教養部学年暦

区　分		期　間	行　事
前期	授　　業	2019年4月11日（木）～ 7月31日（水） 2019年9月9日（月）、10日（火）、20日（金）、24日（火）	4月3日（水）TOEFL/プレースメント試験 4月5日（金）新入生健康診断（湯島地区※） 4月8日（月）入学式（湯島地区※） 4月9日（火）教養部オリエンテーション・ガイダンス 4月10日（水）各学部学科ガイダンス、抗体検査（湯島地区※） 4月25日（木）、26日（金）破傷風予防接種 5月11日（土）体育祭 5月21日（火）一般定期健康診断（湯島地区※） 10月12日（土）創立記念日 10月12日（土）、13日（日）お茶の水祭（湯島地区※） 11月21日（木）、22日（金）インフルエンザ予防接種 3月19日（木）進級発表
	試験・補講	2019年9月11日（水）～ 19日（木） 2019年9月25日（水）～27日（金）	
	夏季休業	2019年8月1日（木）～ 9月6日（金）	
後期	授　　業	2019年9月30日（月）～ 12月23日（月） 2020年1月6日（月）～2月3日（月）	
	冬季休業	2019年12月24日（火）～ 2020年1月3日（金）	
	試験・補講 再試験	2020年1月29日（水）～31日（金） 2020年2月5日（水）～21日（金）	
	春季休業	2020年2月25日（火）～ 3月31日（火）	

※　（湯島地区）は湯島キャンパスでの行事です。

授業時間

時限	国府台地区
1時限	９：１０～１０：４０
2時限	１０：５０～１２：２０
3時限	１３：１０～１４：４０
4時限	１４：５０～１６：２０
5時限	１６：３０～１８：００

※　授業時間割の記載は、授業科目名・(担当教員名)・使用教室です。

(教養部時間割の教室表記)

１～１３：１番教室～１３番教室

Ｃ：計算機実習室

○　第１学年（火曜）湯島地区時間割

時限	医学部医学科	医学部保健衛生学科	歯学部
1時限	９：００～１０：２０	８：５０～１０：２０	８：５０～１０：２０
2時限	１０：３０～１１：５０	１０：３０～１２：００	１０：３０～１２：００
3時限	１２：５０～１４：１０	１２：５０～１４：２０	１２：５０～１４：２０
4時限	１４：２０～１５：４０	１４：３０～１６：００	１４：３０～１６：００
5時限	１５：５０～１７：１０	１６：２０～１７：５０	１６：１０～１７：４０

第1学年　2019年度教養部カレンダー

前期	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	授業回数
4月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						前期
					TOEFL・プレースメントテスト		健康診断			入学式	教養部オリエンテーション	各学部オリエンテーション	＜授業＞				＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞							昭和の日	振替休日					月　15回
5月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			火　15回
					天皇即位式	振替休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日	＜授業＞	＜授業＞			体育祭		＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞								水　15回
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								木　15回
			＜授業＞							＜授業＞							＜授業＞							＜授業＞													金　15回
7月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
			＜授業＞							＜授業＞							＜授業＞ 海の日		＜授業＞					＜授業＞							＜授業＞						
8月						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
						夏季休業				夏季休業							山の日	振替休日	夏季休業					夏季休業						夏季休業						
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
			夏季休業							S・科目	S・科目	試験・補講					敬老の日	試験・補講 KSKリーザル	試験・補講	教養総合講座				秋分の日	湯島	試験・補講					＜後期授業＞						

後期	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	授業回数
10月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				後期
				湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞					創立記念日・お茶の水祭	お茶の水祭	休育の日	湯島	＜授業＞				＜授業＞	湯島・即位礼（休日）	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞				月　15回
11月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		火　15回
							＜授業＞			文化の日	振替休日	湯島	＜授業＞				＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞				勤労感謝の日		＜授業＞	湯島	＜授業＞			水　15回
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						木　15回
			＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞	冬季休業						冬季休業						金　15回
1月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
					元日	冬季休業				＜授業＞	湯島	＜授業＞					成人の日	湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	＜授業＞					＜授業＞	湯島	試験・補講				
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29								
			＜授業＞	湯島	試験・補講					試験・補講	建国記念の日	試験・補講					再試験	湯島	再試験					天皇誕生日	振替休日	春季休業											
3月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
			春季休業							春季休業							春季休業		進級発表	春分の日				春季休業							春季休業						

2019年度授業等日程

【前期】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回				
月曜日	4/15	4/22	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8	7/15	7/22	7/29				
火曜日	4/16	4/23	5/7	5/14	5/21	5/28	6/4	6/11	6/18	6/25	7/2	7/9	7/16	7/23	7/30				
教養総合講座					5/21	5/28		6/11		6/25		7/9		7/23	7/30			9/17	9/20(金)
共通領域セミナー科目		4/23	5/7	5/14			6/4		6/18		7/2		7/16			9/9(月)	9/10		
水曜日	4/17	4/24	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	7/31				
木曜日	4/11	4/18	4/25	5/9	5/16	5/23	5/30	6/6	6/13	6/20	6/27	7/4	7/11	7/18	7/25				
金曜日	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12	7/19	7/26				

＊変則授業

4/9(火)教養部オリエンテーション・ガイダンス
4/10(水)各学部オリエンテーション(湯島)、 四種抗体検査(湯島・保健管理センター)、 情報システム説明会(湯島・情報検索室(M&Dタワー4階))
5/6(月・休日)授業実施
7/15(月・祝日)授業実施
9/9(月)、10(火)は火曜開講「共通領域セミナー科目」授業

＊教養総合講座変則日

5/21(火)講演会(鈴木章夫記念講堂)15時～
9/20(金:3～4限)

＊試験・補講

9/11(水)～20(金)、25(水)～27(金)

【後期】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回				
月曜日	9/30	10/7	10/21	10/28	11/11	11/18	11/25	12/2	12/9	12/16	12/23	1/6	1/20	1/27	2/3				
火曜日	9/24	10/1	10/8	10/15	10/29	11/5	11/12	11/19	11/26	12/3	12/10	12/17	1/7	1/14	1/21	1/28	2/4	2/18	
水曜日	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11	12/18	1/8	1/15	1/22				
木曜日	10/3	10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/21	11/28	12/5	12/12	12/19	1/9	1/16	1/23				
科学基礎実験T		10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/21		12/5	12/12	12/19	1/9	1/16					
		物理学	物理学	予備日	生物学	生物学	生物学	予備日		化学	化学	化学	化学	予備日					
科学基礎実験NOK	10/3	10/10	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/21											
金曜日	10/4	10/11	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15	11/22	11/29	12/6	12/13	12/20	1/10	1/17	1/24				

＊試験・補講

1/29(水)～1/31(金)、2/5(水)～14(金)

＊再試験

2/17(月)、19日(水)～21日(金)

2019年度前期　教養部時間割

第1学年

		医学科	歯学科	検査技術学	口腔保健工学	口腔保健衛生学	看護学
月	1	哲学Ⅰ（田中（智）） 9	社会学AⅠ（大倉） 6	グローバル教養科目 Linguistics（今村） 3			S・メンタルトレーニング（水野・谷木） 8
	2	心理学Ⅰ（佐藤（賢）） 1　政治学Ⅰ（面） 9　文化人類学Ⅰ（三谷） 8　社会科学特論Ⅰ（濱本） 2	経済学Ⅰ（田場） 7　文学AⅠ（木村） 10　Japanese Culture and Society Ⅰ（今村） 3	グローバル教養科目 （Men and Women in Modern World） （Carlson） 12			S・英語で学ぶ医学哲学（田中（智）） 4
	3	数学ⅠM（中口） 1	化学(一般化学)D（奈良） 7	ドイツ語a（Sch） 5　ドイツ語b（立川） 8　ドイツ語b（上田） 4　フランス語a（中島（ひ）） 11　中国語b（周） 9			
	4	ドイツ語a（Sch） 5　ドイツ語b（上田） 4　ドイツ語b（立川） 8　フランス語a（中島（ひ）） 11	中国語b（周） 9　スペイン語a（三浦） 2　日本語a（今村） 12	情報科学T（徳永・津垣） C	細胞生物学基礎（松本） 1		
	5						
火	1	生物学入門(α)／(β)（永野、時本［生］）1～3時限(4/23,5/7,14)、1～2時限(5/28)、1時限(6/4) 化学入門（勝又・奈良[化]）1～4時限(4/23,5/7,14) 物理学入門（堤[物]）1～3時限(4/23,5/7,14)、1～2時限(5/28)、1時限(6/4) 1／7(生物)、9(物理)、2(化学)					
	2	生物学(細胞・遺伝子)M（伊藤） 1 (6/11～)	生物学(細胞・遺伝子)D・T（服部） 7 (6/11～)		化学基礎(α)／(β)（澤野／奈良・勝又・宮園） 湯島キャンパス 1時限～2時限(4/16～5/14) 1時限(6/4)、2時限(5/28、6/11～7/30) 8／10		
	3	教養総合講座（5/21、5/28～7/23までの隔週及び7/30、9/17、9/20） （全教員） 全教室 ※5/21のみ湯島キャンパス15時～		共通領域セミナー科目 4時限(4/23,5/7,14) 3～4時限(6/4～7/16隔週及び9/9、9/10)			
	4						
	5						
水	1	化学(一般化学)M（奈良） 1	数学ⅠD（中口） 7	化学(一般化学)T（奈良・澤野・渡邊） 1（医学科と合同 4/17～5/22） 6(5/29以降)		英語a（Dennisson） 10　英語b（Fos・Reed） C　英語a（Mar） 3　英語a（Corliss） 4	
	2	英語b（Fos） C　英語a（Dennisson） 10　英語b（猪熊） 2　英語b（畔柳） 12	英語a（Corliss） 4　英語a（Mar） 3　英語a（Reed） 5	ドイツ語a（上田） 8　ドイツ語a（Sch） 7　ドイツ語b（立川） 6　フランス語b（中島（ひ）） 11　中国語a（阿部） 9			
	3	ドイツ語b（立川） 8　ドイツ語a（Sch） 7　ドイツ語a（上田） 3　フランス語b（中島（ひ）） 11	中国語a（阿部） 9　スペイン語b（三浦） 2　日本語b（今村） 12	英語b（畔柳） 5　英語b（猪熊） 4		法学Ⅰ（憲法）（飛田） 1	
	4	物理学ⅠM（椹木） 1	物理学ⅠD・T（越野・増田） 7		S・基礎力学（越野） 7	情報科学M（徳永・前澤） C	
	5						
木	1	情報処理(α)（徳永・前澤・八島） C／6	英語b（Fos） 9　英語b（畔柳） 8　英語a（Mar） 3　英語a（Litten） 2	英語a（Dennisson） 10　英語b（野口） 5　英語b（猪熊） 11			
	2	英語b（Fos・Litten） 9　英語a（Dennisson） 10　英語b（猪熊） 11　情報処理(β)（徳永・前澤・八島） C／6				英語b（畔柳） 8　英語a（野口） 5　英語a（Mar） 3	
	3	フィットネスマネージメント（水野・今野・菊政） 体育館／グラウンド／1／C （種目により3時限目又は4時限目のいずれか）		数学ⅠT（中口） 6　情報科学O・K（徳永・八島・津垣） C			
	4	フィットネスマネージメント（水野・今野・菊政） 体育館／グラウンド／1／C （種目により3時限目又は4時限目のいずれか）					
	5						
金	1	社会思想史Ⅰ（上田） 3　グローバル教養科目（Let's active-read on "Ethics in the Real World"）（高江） 6	グローバル教養科目（Understanding Globalization）（原田） 2				S・Topics in the News（Fos） 10　S・水の科学（奈良） 5
	2	倫理学Ⅰ（田中（智）） 11　宗教学Ⅰ（宮田） 7　芸術Ⅰ（木津ほか） 10/13　歴史学AⅠ（濱本） 6	科学史Ⅰ（田中（丹）） 9　法学Ⅰ（飛田） 1				S・Writing in English（Fos） C　S・Calculus for Medical Students（Hitzer・中口） 8
	3	化学実験／生物学実験／物理学実験 （勝又・澤野・奈良）[化] （松本・服部・伊藤）[生] （椹木・越野・梅崎）[物] 化学実験室／生物学実験室／物理学実験準備室／1／4／7／C ※詳細は、各分野に確認すること。		フィットネスマネージメント（水野・高岡・菊政） 体育館／グラウンド／6／C （種目により3時限目又は4時限目のいずれか）			
	4			フィットネスマネージメント（水野・高岡・菊政） 体育館／グラウンド／6／C （種目により3時限目又は4時限目のいずれか）			
	5						

※ 教室のヒポゼミ2について―ヒポクラテスホール4Fゼミナール室2

※ 教室のCについて― ヒポクラテスホール2Fの計算機実習室

必修科目（一部選択科目）

湯島地区での授業

1番教室～7番教室：ヒポクラテスホール
8番教室～9番教室：管理研究棟2F
10番教室～12番教室：管理研究棟3F
13番教室：プレハブ教室（校舎案内参照）

夏季集中型共通領域セミナー科目			
	S・平面と立体の幾何学（中口）6/4～9/10（火3～4）＋夏季集中	S・英語で学ぶ力学（越野）8月	S・Essentials of Medical Language（デニソン）8月～9月
	S・タンパク質の科学（澤野）6/4～9/10（火3～4）＋夏季集中	S・現代パフォーミングアーツ入門（徳永）8月	S・イギリス文学講読（猪熊）8月～9月
	S・分子分光学演習・基礎編（奈良）6/4～9/10（火3～4）＋夏季集中	S・ウニの発生と海産生物の観察実習（服部）8月	S・彫刻　（高見）8/26～9/4（土・日除く）（3～4）

2019年度後期　教養部時間割

第1学年

		医学科						歯学科							検査技術学		口腔保健工学	口腔保健衛生学	看護学			
月	1	哲学Ⅱ（田中（智））4		歴史学BⅡ（高尾）9				社会学AⅡ（大倉）6		グローバル教養科目 Japanese linguistics（今村）3												S・生体分子分光学演習（奈良）化学教員実習室
	2	心理学Ⅱ（佐藤（舞））1	政治学Ⅱ（面）9	文化人類学Ⅱ（三谷）8	経済学Ⅱ（田場）7	文学AⅡ（木村）10	社会科学特論Ⅱ（尾内）2	Japanese Culture and Society Ⅱ（今村）3	グローバル教養科目 (Monsters in Japanese Popular Culture.)（Carlson）12										R・けいすけのドイツ旅行（Sch）4	S・フランス語でニュースを読む（中島（ひ））11	S・糖の科学（勝又）化学学生実験室
	3	生物学（構造・機能）M（服部）1						化学（一般化学）D（奈良・澤野）7						ドイツ語d（立川）8	ドイツ語d（上田）4	ドイツ語c（Sch）5	フランス語d（中島（ひ））11	フランス語d（満島）10	中国語d（包）9			
	4	ドイツ語d（立川）8	ドイツ語c（Sch）5	ドイツ語d（上田）4	フランス語d（中島（ひ））11	フランス語d（満島）10	中国語d（包）9	スペイン語c（三浦）2	日本語c（今村）12					化学（一般化学）T（奈良・森井）7		人体の生物学基礎（松本）1						
	5																					
火	1	湯島／専門教育												湯島／専門教育		湯島 ／ 専門教育		湯島 ／ 専門教育				
	2																					
	3																					
	4																					
	5																					
水	1	化学（一般化学）M（奈良・渡邊）1						生物学（構造・機能）D・T（伊藤）7								S・数学解析（中口）2		英語c（Dennisson）10	英語d（Fos・Reed）C	英語c（Mar）3	英語c（Corliss）4	
	2	英語d（Fos）C	英語d（畔柳）図A	英語c（Dennisson）10	英語c（Mar）3	英語d（猪熊）2	英語c（Corliss）4	英語c（Reed）6						ドイツ語c（Sch）7	ドイツ語d（立川）8	ドイツ語c（上田）5	フランス語c（中島（ひ））11	中国語c（包）9				
	3	ドイツ語c（Sch）7	ドイツ語d（立川）8	ドイツ語c（上田）2	フランス語c（中島（ひ））11	中国語c（包）9	スペイン語d（三浦）6	日本語d（今村）12						英語d（畔柳）3		英語d（猪熊）4						
	4	数学Ⅱ（α）（ ）8		数学Ⅱ（β）（徳永）9		数学Ⅱ（γ）（中口）10		物理学ⅡM（檀枝）1						物理学ⅡD・T（越野）7								
	5																					
木	1	英語d（Fos）C		英語c（Mar）3	英語c（Litten）8	英語d（畔柳）11								統計学（α）（阪口）7				英語c（Dennisson）10	英語d（野口）2	英語d（猪熊）5		
	2						英語c（Dennisson）10	英語d（Fos・Litten）C	英語d（猪熊）5					英語c（Mar）3	英語c（野口）2	英語d（畔柳）11	統計学（β）（阪口）7					
	3	スポーツ・健康科学（水野ほか）1												科学基礎実験T（10/10～1/16）（増田）[物]（松本・服部・伊藤）[生]（奈良・勝又）[化]／化学学生実験室／生物学学生実験室／物理学実験室／6		科学基礎演習（奈良・澤野・越野）10（口腔保健と看護）		科学基礎実験N・O・K（10/3～11/28）（勝又・澤野）化学学生実験室／7（口腔保健と看護）		科学基礎演習（奈良・澤野・越野）10（口腔保健と看護）	
	4	フィットネスマネージメント（水野・今野・菊池）体育館／グラウンド／1／C（隔週・種目により10/3・17・31・11/14・28・12/12・1/9又は10/10・24・11/7・21・12/5・12/19・1/16）																				
	5																					
金	1			社会思想史Ⅱ（上田）3		グローバル教養科目 (Philosophy and the Trolley Problem)（高江）6		グローバル教養科目 (Rethinking the Scientific Revolution)（原田）2										S・Discussions on Human Behavior（Fos）12	S・Basic Concepts in Physics（檜枝）4	S・一般化学演習（奈良）5	S・実用統計学（徳永）C	
	2	倫理学Ⅱ（田中（智））11	宗教学Ⅱ（宮田）7	芸術Ⅱ（室田）1	歴史学AⅡ（高尾）12	科学史Ⅱ（田中（丹））9	法学Ⅱ（飛田）8												S・翻訳演習（畔柳）2	R・講義と実習によるバイオサイエンス2（服部）4	S・十進BASICで学ぶ簡何学デザイン（徳永）C	
	3	化学実験／生物学実験／物理学実験（10/4～11/29）（勝又・澤野・奈良）[化]（松本・服部・伊藤）[生]（檜枝・越野・梅崎）[物] 化学実験室／生物学実験室／物理学実験室／物理学実験準備室／4／6／7／C												スポーツ・健康科学（水野ほか）1								
	4	サイエンスPBL入門（12/6～1/24）（服部ほか）化学実験室／生物学実験室／物理学実験室／2～12／図／C												フィットネスマネージメント（水野・高岡・菊池）体育館／グラウンド／1／C（隔週・種目により10/4・18・11/1・15・29・12/13・1/10又は10/11・25・11/8・22・12/6・20・1/17）								
	5																					

※ 教室のCについて― ヒポクラテスホール2Fの計算機実習室

※ 教室のヒポゼミ2について―ヒポクラテスホール4Fゼミール室2

必修科目（一部選択科目）　湯島地区での授業

1番教室～7番教室：ヒポクラテスホール
8番教室～9番教室：管理研究棟2F
10番教室～12番教室：管理研究棟3F
13番教室：プレハブ教室（校舎案内参照）

図A：セミナー室A　図C：セミナー室C
共7：共用セミナー室7（M&Dタワー14階）

冬季集中型共通領域セミナー科目	S・生体分子分光学演習（奈良）月1＋冬季集中

火曜日時間割

2019年度 前期　医学科、歯学科および検査技術学専攻　　※　4月16日と5月21日は湯島地区，その他は国府台地区。

月日	曜日	1時限		2時限		3時限	4時限	5時限
4月16日	火	学科・専攻ガイダンス，専門科目等						
月日	曜日	1時限（9:10–10:40）		2時限（10:50–12:20）		3時限（13:10–14:40）	4時限（14:50–16:20）	5時限（16:30–18:00）
4月23日	火	生物学入門／化学入門／物理学入門 *化学入門は1～4限					化学入門／共通領域セミナー科目	
5月7日	火							
5月14日	火							
月日	曜日	1時限		2時限		3時限	4時限	5時限
5月21日	火	専門科目・健康診断等					①教養総合講座（14:45～17:30） M&Dタワー2F鈴木章夫記念講堂	
月日	曜日	1時限（9:10–10:40）		2時限（10:50–12:20）		3時限（13:10–14:40）	4時限（14:50–16:20）	5時限（16:30–18:00）
5月28日	火	生物学入門／物理学入門		生物学入門／物理学入門		②教養総合講座		
6月4日	火	生物学入門／物理学入門		避難訓練		共通領域セミナー科目		
6月11日	火	生物学入門		生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	③教養総合講座		
6月18日	火	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	共通領域セミナー科目		
6月25日	火	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	④教養総合講座		
7月2日	火	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	共通領域セミナー科目		
7月9日	火	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	⑤教養総合講座		
7月16日	火	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	共通領域セミナー科目		
7月23日	火	生物学M（服部）	生物学DT（伊藤）	生物学M（伊藤）	生物学DT（服部）	⑥教養総合講座（基礎ゼミ交流戦）		
7月30日	火	生物学M（服部）	生物学DT（伊藤）	生物学M（服部）	生物学DT（伊藤）	⑦教養総合講座		
夏季休業								
9月9日	月					共通領域セミナー科目		
9月10日	火					共通領域セミナー科目		
9月17日	火					教養総合講座（リハーサル）		
9月20日	金					⑧教養総合講座（最終発表会）		

火曜日共通領域セミナー科目の詳細

S・フランスとヨーロッパの現在
4/23～9/10　（中島）11

R・講義と実習によるバイオサイエンス１
4/23～9/10　（服部）７

R・離散構造
4/23～9/10　（徳永）３

S・Essentials of Molecular and Cellular Biology
4/23～9/10　（デニソン）図A

S・平面と立体の幾何学
6/4～9/10 ＋夏季集中　（中口）６

S・分子分光学演習：基礎編
6/4～9/10＋夏季集中　（奈良）４

S・タンパク質の科学
6/4～9/10＋夏季集中　（澤野）９

2019年度 前期　看護学専攻および口腔保健学科　　※　4月16日～5月21日の火曜日は湯島地区，その他は国府台地区

月日	曜日	1時限（8:50–10:20）		2時限（10:30–12:00）		3時限（12:50–14:20）	4時限（14:30–16:00）	5時限（口腔16:10～17:40、看護16:20–17:50）
4月16日	火	化学基礎（α）（澤野）（大学院講義室2（M&Dタワー13階））	化学基礎（β）（宮園）（OH第3講義室（1号館西7階））	化学基礎（α）（澤野）（大学院講義室2（M&Dタワー13階））	化学基礎（β）（宮園）（OH第3講義室（1号館西7階））	専攻ガイダンス，専門科目等		
4月23日	火	化学基礎（補習）（澤野）（大学院講義室2（M&Dタワー13階））				専門科目		
5月7日	火							
5月14日	火							
5月21日	火	専門科目・健康診断					①教養総合講座（14:45～17:30） M&Dタワー2F鈴木章夫記念講堂	
月日	曜日	1時限（9:10–10:40）		2時限（10:50–12:20）		3時限（13:10–14:40）	4時限（14:50–16:20）	5時限（16:30–18:00）
5月28日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	②教養総合講座		
6月4日	火	化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	避難訓練		共通領域セミナー科目(1/2)		
6月11日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	③教養総合講座		
6月18日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	共通領域セミナー科目(3/4)		
6月25日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	④教養総合講座		
7月2日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（勝又）	共通領域セミナー科目(5/6)		
7月9日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（奈良）	⑤教養総合講座		
7月16日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（奈良）	共通領域セミナー科目(7/8)		
7月23日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（奈良）	⑥教養総合講座（基礎ゼミ交流戦）		
7月30日	火			化学基礎α（澤野）	化学基礎β（奈良）	⑦教養総合講座		
夏季休業								
9月9日	月					共通領域セミナー科目		
9月10日	火					共通領域セミナー科目		
9月17日	火					教養総合講座（リハーサル）		
9月20日	金					⑧教養総合講座（最終発表会）		

火曜日共通領域セミナー科目詳細

S・平面と立体の幾何学
6/4～9/10 ＋夏季集中　（中口）６

S・分子分光学演習：基礎編
6/4～9/10＋夏季集中　（奈良）４

S・タンパク質の科学
6/4～9/10＋夏季集中（澤野）９

※　夏季休業中に行われる共通領域セミナー科目集中講義の詳細は教育要項を参照のこと。

2019年度 後期　…　全学科・専攻とも火曜日はすべて湯島地区で専門科目実施。他の曜日は国府台地区。

Ⅱ．全学共通科目の履修について

１．教養教育の目的と概要

アメリカでは、医師／歯科医師を目指す人々は、通常、4 年制大学を卒業した後で、メディカル／デンタル・スクールに進み、4 年間の専門教育を受けます。ロースクールやビジネス・スクールについても考え方は同じで、これらはいずれも学部教育の上に立つ専門職大学院としての地位を与えられています。職業に必要な知識や技術を身につけるだけならば、高校卒業後にただちに専門教育を開始することも可能でしょうし、その方が効率的なようにも見えますが、そうした近道を例外的にしか認めていないのは、これらの専門職が何よりも「公共的な」使命と責任を帯びた職業と見なされているからでしょう。医学／歯学を学ぶ人は、入学時にすでに社会的な自立をとげ、高い志と幅広い一般教養、基礎的な言語能力と基礎学力を備えている必要があると考えられているわけです。

残念ながら日本の現行制度（6 年制専門教育）では、アメリカほど教養教育に十分な時間をかけることは困難ですが、かといって教養教育の重要性や必要性に日米で大きな開きがあるわけではありません。自国の歴史や文化についての知識は、国際間でのコミュニケーションに必須の前提です。また、新聞紙上で日々取り上げられている国際紛争、財政危機、環境破壊、失業、貧困、テロ、少年犯罪や家庭内暴力といった問題は決して私たちに無縁な問題ではなく、日々の医療現場にも深く影を落としています。

しかし、こうしたテーマについてじっくりと読書をしたり、関連ある講義を聴いたりする機会は、高校にも、また専門課程にもほとんどありません。短期間ではありますが、国府台キャンパスでは、専門教育に耐えうる基礎学力を鍛えるとともに、広く社会と人間についての認識を深め、将来、広い知的裾野をもった高度な真の専門人となることを目指していただきたいと思います。

国府台キャンパスで学ぶ 1 年の間、将来の自分の進路や職業についての自覚を新たにしながら、その展望の上に立ってしっかりとした基礎固めを行ってください。

１）医学科／歯学科の教養教育の概要

各学年における教育の基本方針と履修科目（下線は必修科目、下線なしは選択科目）は以下のとおりです。

学期	基本方針	目標	履修科目（下線は必修科目）
第１学年 （前期）	広げる	入門講義や概論を通じて、知識を広げ、自然科学や人文社会科学の基本的な方法を学ぶ。	物理学入門／化学入門／生物学入門 数学Ⅰ、物理学Ⅰ、化学（一般化学）、生物学（細胞・遺伝子） 物理学実験、化学実験、生物学実験 情報処理 英語 ドイツ語/フランス語/中国語/スペイン語/日本語（留学生のみ） 人文科学・社会科学（２科目以内） フィットネスマネージメント 教養総合講座 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目）
第１学年 （後期）	固める	より高度な講義・演習等を通じて、基礎学力を固める。	数学Ⅱ、物理学Ⅱ、化学（一般化学）、生物学（構造・機能）、サイエンス PBL 入門 物理学実験、化学実験、生物学実験 英語 ドイツ語/フランス語/中国語/スペイン語/日本語（留学生のみ） 人文科学・社会科学 スポーツ・健康科学 フィットネスマネージメント 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目）
第２学年	深める	自然科学、人文社会科学、語学のすべての領域を複合的に学ぶことにより、主題に対する理解を深める。	生命科学基礎 主題別選択Ⅰ 歯学科のみ：連携教育（教養英語、情報科学演習、サイエンス PBL、生命科学（人体の生物学）、生命科学（生物物理化学）、人文社会科学総合講義）
第３学年	創る	自己問題提起・解決型の創造力を身につける	主題別選択Ⅱ 主題別人文社会科学セミナー

２）保健衛生学科/口腔保健学科の教養教育の概要

各学年における教育の基本方針と履修科目（下線は必修科目、下線なしは選択科目）は以下のとおりです。

学期	基本方針	目標	履修科目（下線は必修科目）
第１学年 （前期）	広げる	入門講義や概論を通じて、知識を広げ、自然科学や人文社会科学の基本的な方法を学ぶ。	【看護学専攻・口腔保健学科】 細胞生物学基礎、化学基礎、情報科学、 英語 ドイツ語/フランス語/中国語 人文科学・社会科学（２科目以内） フィットネスマネージメント 教養総合講座 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目） 【検査技術学専攻】 物理学入門／化学入門／生物学入門 数学Ⅰ、物理学Ⅰ、化学（一般化学）、 生物学（細胞・遺伝子）、情報科学 英語 ドイツ語/フランス語/中国語 人文科学・社会科学（２科目以内） フィットネスマネージメント 教養総合講座 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目）
第１学年 （後期）	固める	より高度な講義・演習等を通じて、基礎学力を固める。	【看護学専攻・口腔保健学科】 人体の生物学基礎、統計学 科学基礎実験／科学基礎演習 英語 ドイツ語/フランス語/中国語 人文科学・社会科学 スポーツ・健康科学 フィットネスマネージメント 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目） 【検査技術学専攻】 物理学Ⅱ、化学（一般化学） 生物学（構造・機能）、統計学 科学基礎実験 英語 ドイツ語/フランス語/中国語 人文科学・社会科学 スポーツ・健康科学 フィットネスマネージメント 共通領域セミナー科目（S 科目、R 科目）
第２学年～	深める	人間に対する理解を深める	【看護学専攻】 連携教育（医療人間学概論（倫理学）、医療人間学概論（法学）、医療人間学セミナー） 【検査技術学専攻】 連携教育（医療人間学概論（法学））

3) 教養部　コンピテンシー

教養教育の理念を実現するため、東京医科歯科大学教養部では1～4の４つの力を学生に獲得させることを教育の理念として掲げています。

コンピテンシー			対応科目例（1年次）	対応科目例（連携教育科目）		対応科目例（教養教育科目）	
1. 市民社会の一員として、自己と他者を理解するための幅広い教養と感性							
1−1）	人間の営みを知る	言語を通した人間の創造的営みを理解する	哲学、文学、第二外国語、S科目		人文社会科学総合講義	言語と人間、文化と人間	主題別人文社会科学セミナー
1−2）		社会制度や仕組みについての基本を理解する	法学、政治学、社会学、社会思想史、文化人類学	医療人間学概論、医療人間学セミナー		制度と人間、文化と人間	
1−3）		人間の歴史的営みを理解する	哲学、宗教学、歴史学、科学史、経済学、社会思想史、社会科学特論			時間と人間、文化と人間	
1−4）		異なる空間の文化を理解する	宗教学、芸術、歴史学、文化人類学、民俗学、社会科学特論、第二外国語、グローバル教養科目、S科目			文化と人間、制度と人間	
1−5）	他者と自己を知る	人間の思考の枠組みを知り、自らの思考を振り返る	哲学、倫理学、宗教学、法学、社会思想史、文化人類学、S科目			制度と人間、文化と人間、生命と人間	
1−6）		優れた芸術作品に触れて感性を高める	芸術、S科目			文化と人間	
1−7）		人間の心への理解を深める	哲学、倫理学、心理学、芸術、歴史学、文学、文化人類学、S科目			言語と人間、文化と人間	
1−8）		自己の心と体を管理する能力を獲得する	フィットネスマネージメント、スポーツ・健康科学、S科目			制度と人間、生命と人間	
1−9）	社会への責任を自覚する	市民としての倫理観を養う	倫理学、法学、社会思想史、文化人類学	医療人間学概論、医療人間学セミナー		制度と人間、生命と人間	
1−10）		現代社会における科学の責任を意識できるようになる	倫理学、科学史、社会科学特論、基礎ゼミ（教養総合講座）			生命と人間	
						（主題別選択Ⅰ・Ⅱ）＊上記は主題名	
2. 科学的に考え、理解し、自ら問題を見つけ継続して学ぶ力							
2−1）	科学的思考方法を知る	自然現象を科学的に探求するための方法論を知る	数学、統計学、物理学、化学、化学基礎、生物学、人体の生物学基礎、科学基礎演習				
2−2）		自然現象を探求するための手法を知る	物理学実験、化学実験、科学基礎実験、生物学実験、サイエンスPBL入門	情報科学演習、サイエンスPBL			
2−3）		言語活動や社会現象を科学的に分析するための方法論を知る	人文社会科学科目：文学、社会学、社会科学特論、統計学				
2−4）	自己問題提起解決型学習方法を身につける	自己問題提起・解決型の学習方法を身につける	基礎ゼミ（教養総合講座）、 S科目、サイエンスPBL入門	サイエンスPBL		主題別選択Ⅱ	
2−5）		自らテーマを見つけて、調べ、発展させ、論文にまとめる能力を養う	社会科学特論、S科目			主題別人文社会科学セミナー	
3. 国際的な医療人として活躍するために必要なコミュニケーションの能力							
3−1）	コミュニケーションスキルを獲得する	国際的に活躍するための語学力を養う	英語、第二外国語	教養英語			
3−2）		自らの考えを的確に伝えるための基本的な文章表現能力を身につける	文章表現リテラシー（教養総合講座）				
3−3）		チームの中で、自己の役割を果たす能力を身につける	基礎ゼミ（教養総合講座）、フィットネスマネージメント				
3−4）	国際社会について理解する	外国文化を理解する	文化人類学、社会科学特論、グローバル教養科目、英語、第二外国語、S科目	教養英語			
3−5）		国際情勢を理解する	政治学、文化人類学、グローバル教養科目、S科目				
3−6）		日本の文化・社会を国際社会の中で理解し、発信できる力を身につける	Japanese Culture and Society				
4. 専門教育に必要な基礎学力や思考力、技術							
4−1）	高校理科の補習	入学時に不足している基礎学力を一定レベルに引き上げる	物理学入門、化学入門、生物学入門、化学基礎、細胞生物学基礎				
4−2）	基礎学力の担保	生命現象・自然現象について総合的に理解するための基礎学力・思考力を身につける	数学、物理学、化学、化学基礎、生物学、細胞生物学基礎、人体の生物学基礎、科学基礎演習	生命科学		生命科学基礎	
4−3）		自然現象を探求するための基本的手法を身につける	物理学実験、化学実験、生物学実験、科学基礎実験、サイエンスPBL入門	情報科学演習、サイエンスPBL			
4−4）		情報についての基本技能を身につける	情報活用リテラシー（教養総合講座）、情報処理、情報科学、統計学、社会学	情報科学演習			
4−5）		科学文献を読み、学会発表ができる英語力を身につける	英語	教養英語			

２．必修科目と選択科目

各学科の履修すべき科目や単位数について、詳しく解説をします。
最初に国府台地区および湯島地区で履修すべき科目の一覧表を示します。
全員が指定されたクラスで授業を受ける「必修科目」、ある科目群の中から指定された数の科目を選択して履修する「選択科目」があります。

医学部医学科

授業科目名		開講学期		単位	備考
		前期	後期		
必修科目	数学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	化学	○	○	2	
	生物学	○	○	2	
	サイエンスＰＢＬ入門		○	1	
	英語	○	○	4	
	物理学実験	○	○	1	
	化学実験	○	○	1	
	生物学実験	○	○	1	
	情報処理	○		1	
	スポーツ・健康科学		○	1	
	フィットネスマネージメント	○	○	1	
	教養総合講座	○		1	
	共通領域セミナー科目(S・R)	○	○	2	１科目１単位
選択科目	人文科学・社会科学の４科目	○	○	8	１科目２単位
	物理学入門	○		1	いずれか１科目
	化学入門				
	生物学入門				
	数学Ⅱ		○	1	いずれか１科目
	物理学Ⅱ				
	ドイツ語	○	○	4	いずれか１科目 ※日本語は留学生のみ
	フランス語				
	中国語				
	スペイン語				
	※日本語				
１年生必要単位数合計				３４	
教養	生命科学基礎			2	
	主題別選択Ⅰ			1	
２年生必要単位数合計				3	
教養	主題別選択Ⅱ			1	
	主題別人文社会科学セミナー			2	
３年生必要単位数合計				3	
医学科全学共通科目必要単位数合計				４０	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。
カッコ内に（必修・選択の別／開講学期）を示します。

＜１年生＞

① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）
物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目について必ず履修してください。

② 数学Ⅰ・数学Ⅱ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修・選択／前・後期）
いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目（数学Ⅱ、物理学Ⅱは選択科目）です。

③ サイエンス PBL 入門（必修／後期）

④ 物理学実験・化学実験・生物学実験（必修／前・後期）

⑤ 情報処理（必修／前期）
コンピュータを用いた情報処理の基礎を学びます。

⑥ 人文科学・社会科学（選択／前・後期）
合計４科目、８単位を選択し、履修してください。前期に履修登録できる最大科目数は２科目です。

⑦ 英語（必修／前・後期）
週に２コマ、TOEFL の結果によるクラス分けで授業を行います。

⑧ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語/日本語（留学生のみ）（選択／前・後期）
第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・日本語（留学生のみ）を選択して履修します。
いずれも週に２コマ、前・後期に続けて行われます。
ドイツ語のクラス分けについては、授業開始までに別途掲示します。
フランス語、中国語のクラスは、医学科・歯学科のクラスと保健衛生学科・口腔衛生学科の２クラスに分かれます。指定の時間帯に履修してください。フランス語ｃ・ｄの履修の仕方については最初の授業時に説明します。スペイン語は医学科・歯学科のみの１クラスです。

⑨ スポーツ・健康科学（必修／後期）

⑩ フィットネスマネージメント（必修／前・後期）

⑪ 教養総合講座（必修／前期）

⑫ 共通領域セミナー科目（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。
医学科・歯学科は合計２単位必要です。
各学期に少なくとも１科目以上の共通領域セミナー科目を履修するようにしましょう。

＜２年生＞

⑬ ２年生は、木曜日午前中に医学科、歯学科合同で教養教育（生命科学基礎、主題別選択Ⅰ）が行われます。

＜３年生＞

⑭ ３年生は、木曜日午前中に医学科、歯学科合同で教養教育（主題別選択Ⅱ、主題別人文社会科学セミナー）が行われます。

歯学部歯学科

授業科目名		開講学期		単位	備考
		前期	後期		
必修科目	数学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	化学	○	○	2	
	生物学	○	○	2	
	サイエンスＰＢＬ入門		○	1	
	英語	○	○	4	
	物理学実験	○	○	1	
	化学実験	○	○	1	
	生物学実験	○	○	1	
	情報処理	○		1	
	スポーツ・健康科学		○	1	
	フィットネスマネージメント	○	○	1	
	教養総合講座	○		1	
	共通領域セミナー科目（S・R）	○	○	2	１科目１単位
選択科目	人文科学・社会科学の４科目	○	○	8	１科目２単位
	物理学入門	○		1	いずれか１科目
	化学入門				
	生物学入門				
	数学Ⅱ		○	1	いずれか１科目
	物理学Ⅱ				
	ドイツ語	○	○	4	いずれか１科目 ※日本語は留学生のみ
	フランス語				
	中国語				
	スペイン語				
	※日本語				
１年生必要単位数合計				３４	
教養	生命科学基礎			2	
	主題別選択Ⅰ			1	
連携教育	教養英語			4	
	情報科学演習			1	
	サイエンスＰＢＬ			1	
	生命科学（人体の生物学）			2	
	生命科学（生物物理化学）			2	
	人文社会科学総合講義			2	
２年生必要単位数合計				１５	
教養	主題別選択Ⅱ			1	
	主題別人文社会科学セミナー			2	
３年生必要単位数合計				3	
歯学科全学共通科目必要単位数合計				５２	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択の別／開講学期）を示します。

＜１年生＞

① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）

物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目について必ず履修してください。

② 数学Ⅰ・数学Ⅱ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修・選択／前・後期）

いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目（数学Ⅱ、物理学Ⅱは選択科目）です。

③ サイエンスPBL入門（必修／後期）

④ 物理学実験・化学実験・生物学実験（必修／前・後期）

⑤ 情報処理（必修／前期）

コンピュータを用いた情報処理の基礎を学びます。

⑥ 人文科学・社会科学（選択／前・後期）

合計４科目、８単位を選択し、履修してください。前期に履修登録できる最大科目数は２科目です。

⑦ 英語（必修／前・後期）

週に２コマ、TOEFLの結果によるクラス分けで授業を行います。

⑧ ドイツ語／フランス語／中国語／スペイン語/日本語（留学生のみ）（選択／前・後期）

第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・日本語（留学生のみ）を選択して履修します。

いずれも週に２コマ、前・後期に続けて行われます。

ドイツ語のクラス分けについては、授業開始までに別途掲示します。

フランス語、中国語のクラスは、医学科・歯学科のクラスと保健衛生学科・口腔衛生学科の２クラスに分かれます。指定の時間帯に履修してください。フランス語ｃ・ｄの履修の仕方については最初の授業時に説明します。スペイン語は医学科・歯学科のみの１クラスです。

⑨ スポーツ・健康科学（必修／後期）

⑩ フィットネスマネージメント（必修／前・後期）

⑪ 教養総合講座（必修／前期）

⑫ 共通領域セミナー科目（必修／前・後期）

各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。

医学科・歯学科は合計２単位必要です。

各学期に少なくとも１科目以上の共通領域セミナー科目を履修するようにしましょう。

＜２年生＞

⑬ ２年生は、木曜日午前中に医学科、歯学科合同で教養教育（生命科学基礎、主題別選択Ⅰ）が行われます。また、火曜日（一部木曜日）に歯学科のみを対象に連携教育（教養英語、情報科学演習、サイエンスPBL、生命科学（人体の生物学）、生命科学（生物物理化学）、人文社会科学総合講義）が行われます。

＜３年生＞

⑭ ３年生は、木曜日午前中に医学科、歯学科合同で教養教育（主題別選択Ⅱ、主題別人文社会科学セミナー）が行われます。

医学部保健衛生学科看護学専攻

種類	科目名	開講学期		単位	備考
		前期	後期		
必修科目	英語	○	○	4	
	細胞生物学基礎	○		1	
	化学基礎	○		1	
	人体の生物学基礎		○	1	
	統計学		○	1	
	情報科学	○		1	
	スポーツ・健康科学		○	1	
	フィットネスマネージメント	○	○	1	
	教養総合講座	○		1	
	共通領域セミナー科目（S・R）	○	○	1	
選択科目	人文科学・社会科学の４科目	○	○	8	１科目２単位
	科学基礎実験		○	1	いずれか１科目
	科学基礎演習				
	ドイツ語	○	○	4	いずれか１科目 ※日本語は留学生のみ
	フランス語				
	中国語				
	※日本語				
１年生必要単位数合計				２６	
連携	医療人間学概論（倫理学）			1	
	医療人間学概論（法　学）			1	
	医療人間学セミナー			1	
２年生必要単位数合計				3	
看護学専攻全学共通科目必要単位数合計				２９	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択の別／開講学期）を示します。

＜１年生＞

① 科学基礎実験／科学基礎演習（選択／後期）
　科学基礎実験は基礎的な実験を行います。科学基礎演習は、化学と物理の基礎的な演習を行います。

② 統計学（必修／後期）

③ 情報科学（必修／前期）

④ 細胞生物学基礎（必修／前期）

⑤ 化学基礎（必修／前期）

⑥ 人体の生物学基礎（必修／後期）

⑦ 人文科学・社会科学（選択／前・後期）
　合計４科目、８単位を選択し、履修してください。前期に履修登録できる最大科目数は２科目です。

⑧ 英語（必修／前・後期）
　週に２コマ、TOEFL の結果によるクラス分けで授業を行います。

⑨ ドイツ語／フランス語／中国語/日本語（留学生のみ）（選択／前・後期）
　第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・日本語（留学生のみ）を選択して履修します。いずれも週に２コマ、前・後期続けて行われます。ドイツ語のクラス分けについては、授業開始までに別途掲示します。
　フランス語、中国語のクラスは、医学科・歯学科のクラスと保健衛生学科・口腔衛生学科の２クラスに分かれます。指定の時間帯に履修してください。フランス語ｃ・ｄの履修の仕方については最初の授業時に説明します。

⑩ スポーツ・健康科学（必修／後期）

⑪ フィットネスマネージメント（必修／前・後期）

⑫ 教養総合講座（必修／前期）

⑬ 共通領域セミナー科目（必修／前・後期）
　各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。

＜２年生＞

⑭ ２年生は、保健衛生学科対象の連携教育（医療人間学概論（法学）、医療人間学概論（倫理学）、医療人間学セミナー）が行われます。

・医学部保健衛生学科看護学専攻学生の科目受講に関する留意事項

保健師免許取得後の申請により、「養護教諭二種免許状」を取得することができます。養護教諭二種免許状取得に当たっては、教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」の科目（各２単位）を取得しておくことが必須です。

そのため、将来保健師免許による養護教諭二種免許状の取得を希望する学生は、免許状取得に必要な本学の対応科目「法学Ⅰ（憲法）」(2 単位)を履修し単位を修得しておくことが必要です。本学においては、その他の科目に関しては、必修科目に含まれているため、卒業時の単位を修得していれば、申請条件を満たします。

文部科学省令に定める科目 (養護教諭二種免許状取得に必要な科目)	本学の対応科目
「日本国憲法」(2 単位) 「体育」(2 単位) 「外国語コミュニケーション」(2 単位) 「情報機器の操作」(2 単位)	「法学Ⅰ（憲法）」(2 単位) 「スポーツ健康科学」(1 単位)と「フィットネスマネージメント」(1 単位) 「英語」(4 単位) 「情報科学」(1 単位) と「医療情報学」(1 単位)

注：「医療情報学」は、２年次開講の専門科目です。

医学部保健衛生学科検査技術学専攻

種類	科目名	開講学期		単位数	備考
		前期	後期		
必修科目	英語	○	○	4	
	数学Ⅰ	○		1	
	統計学		○	1	
	物理学Ⅰ	○		1	
	物理学Ⅱ		○	1	
	化学	○	○	2	
	生物学	○	○	2	
	情報科学	○		1	
	科学基礎実験		○	1	
	スポーツ・健康科学		○	1	
	フィットネスマネージメント	○	○	1	
	教養総合講座	○		1	
	共通領域セミナー科目（S・R）	○	○	1	
選択科目	人文科学・社会科学の４科目	○	○	8	１科目２単位
	物理学入門	○		1	いずれか１科目
	生物学入門				
	化学入門				
	ドイツ語	○	○	4	いずれか１科目 ※日本語は留学生のみ
	フランス語				
	中国語				
	※日本語				
１年生必要単位数合計				３１	
連携	医療人間学概論（法学）			1	
４年生必要単位数合計				1	
検査技術学専攻全学共通科目必要単位数合計				３２	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択の別／開講学期）を示します。

＜１年生＞

① 物理学入門／化学入門／生物学入門（選択／前期）
物理学、化学、生物学のうち、入学試験で選択しなかった科目（推薦入試合格者は、高校で履修しなかった科目）を必ず履修してください。

② 物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・化学・生物学（必修／前・後期）
いずれも自然系の基礎を固めるための必修科目です。

③ 科学基礎実験（必修／後期）
化学と生物の基礎的な実験を行います。

④ 統計学（必修／後期）

⑤ 情報科学（必修／前期）

⑥ 数学Ⅰ（必修／前期）

⑦ 人文科学・社会科学（選択／前・後期）
合計４科目、８単位を選択し、履修してください。前期に登録できる最大科目数は２科目とします。

⑧ 英語（必修／前・後期）
週に２コマ、TOEFL の結果によるクラス分けで授業を行います。

⑨ ドイツ語／フランス語／中国語/日本語（留学生のみ）（選択／前・後期）
第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・日本語（留学生のみ）を選択して履修します。いずれも週に２コマ、前・後期続けて行われます。ドイツ語のクラス分けについては、授業開始までに別途掲示します。フランス語、中国語のクラスは、医学科・歯学科のクラスと保健衛生学科・口腔衛生学科の２クラスに分かれます。指定の時間帯に履修してください。フランス語ｃ・ｄの履修の仕方については最初の授業時に説明します。

⑩ スポーツ・健康科学（必修／後期）

⑪ フィットネスマネージメント（必修／前・後期）

⑫ 教養総合講座（必修／前期）

⑬ 共通領域セミナー科目（必修／前・後期）
各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。

＜４年生＞

⑭ ４年生は、保健衛生学科対象の連携教育（医療人間学概論（法学））が行われます。

歯学部口腔保健学科

種類	科目名	開講学期		単位数	備考
		前期	後期		
必修科目	英語	○	○	4	
	細胞生物学基礎	○		1	
	化学基礎	○		1	
	人体の生物学基礎		○	1	
	統計学		○	1	
	情報科学	○		1	
	スポーツ・健康科学		○	1	
	フィットネスマネージメント	○	○	1	
	教養総合講座	○		1	
	共通領域セミナー科目(S・R)	○	○	1	
選択科目	人文科学・社会科学の４科目	○	○	8	１科目２単位
	科学基礎実験		○	1	いずれか１科目
	科学基礎演習				
	ドイツ語	○	○	4	いずれか１科目 ※日本語は留学生のみ
	フランス語				
	中国語				
	※日本語				
必要単位数合計				２６	

履修しなければならない科目は以下のとおりです。

カッコ内に（必修・選択の別／開講学期）を示します。

① 科学基礎実験／科学基礎演習（選択／後期）
　科学基礎実験は基礎的な実験を行います。科学基礎演習は、化学と物理の基礎的な演習を行います。専攻によって、選択してほしい科目が異なる場合があります。
② 統計学（必修／後期）
③ 情報科学（必修／前期）
④ 細胞生物学基礎（必修／前期）
⑤ 化学基礎（必修／前期）
⑥ 人体の生物学基礎（必修／後期）
⑦ 人文科学・社会科学（選択／前・後期）
　合計４科目、８単位を選択し、履修してください。前期に登録できる最大科目数は２科目とします。
⑧ 英語（必修／前・後期）
　週に２コマ、TOEFL の結果によるクラス分けで授業を行います。
⑨ ドイツ語／フランス語／中国語/日本語（留学生のみ）（選択／前・後期）
　第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語/日本語（留学生のみ）を選択して履修します。いずれも週に２コマ、前・後期続けて行われます。編入生の授業は、前・後期とも月曜３時限と水曜２時限に行います。１年生と異なりますので注意してください。フランス語、中国語のクラスは、医学科・歯学科のクラスと保健衛生学科・口腔衛生学科の２クラスに分かれます。指定の時間帯に履修してください。フランス語ｃ・ｄの履修の仕方については最初の授業時に説明します。
⑩ スポーツ・健康科学（必修／後期）
⑪ フィットネスマネージメント（必修／前・後期）
⑫ 教養総合講座（必修／前期）
⑬ 共通領域セミナー科目（必修／前・後期）
　各自の興味・関心に合わせて自由に選択できる科目です。

※歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻学生の科目受講に関する留意事項

社会福祉士の国家試験受験資格の取得を目指す学生については、「法学Ⅰ（憲法）」、「心理学Ⅰ」、「心理学Ⅱ」を修得することが推奨されます。また、２年次進級後の単位取得はできませんのでご注意ください。

３．各科目の履修手続きについて

第１学年

１）人文科学・社会科学科目の選択と履修手続きについて

人文科学・社会科学科目は、１年間のうちに４科目・８単位を修得する必要があります。時間割のバランス等から、前期に履修できる科目数は２科目までに制限しますので、よく考えて受講科目を決め、申請してください。後期は申請科目数の制限を設けません。授業は原則として４０名規模です。（４０名以上の場合には、成績評価は相対評価に拠ることを原則とします。）

まず、シラバス（全学共通科目教育要項）に掲載された人文科学・社会科学科目の科目紹介をよく読んで、履修したい科目を選びます。4 月 12 日（金）・15 日（月）には、希望する授業に必ず出席し、授業の様子などを自分で確認してください。そのうえで、「人文科学・社会科学科目第 1 次申請カード」に履修したい科目等を記入し、4 月 15 日（月）13:00 （厳守）までに、教養教務・支援係の前に設置された「人社申請カード提出箱」に、各自忘れずに提出してください。

人数制限を超えた科目については、機械的に抽選して振り分けたうえ、履修の可否を 4 月 16 日（火）までに掲示します。1 次抽選に漏れた場合には、2 次募集を行う科目の中から各自 2 次申請をしてください。2 次募集が行われる科目および 2 次申請提出期限については、1 次抽選結果とともに掲示します。後期の申請日程は前期末に掲示します。

２年次への進級要件を満たすために、人文科学・社会科学科目（８単位以上）を計画的に履修するようにしましょう。また、いったん履修登録をした科目は、最後まで責任をもって単位取得に努めてください。

なお、やむを得ない事情によって履修の継続が困難になった場合に限り、履修の取消を認めます。ただし以下のア）イ）の場合には、取消は認められませんので注意してください。

ア）その科目が、抽選をおこなった科目である場合。

イ）取消期間内に所定の手続きを取らなかった場合。

取消が認められないにもかかわらず、授業に出なかった場合には、「Ｆ（履修放棄）」と成績表に記載されます。

２）外国語科目のクラス分けと履修手続きについて

外国語の授業は、他の授業とは別に編成したクラスで行います。自分のクラスを掲示板等でよく確認して下さい。

英語のクラスは、入学時に実施する TOEFL の結果にしたがって編成します。試験は 4 月 3 日（水）に実施するので、新入生は必ず受けてください。なお、TOEFL 実施後、約１週間で英語のクラス名簿を掲示しますので、指定された教室で説明を受けてください。

英語（前・後期）の授業は、医学科と歯学科からなるクラス（水曜日２時限と木曜日１もしくは２時限に開講）、保健衛生学科と口腔保健学科からなるクラス（水曜日１もしくは３時限と木曜日１もしくは２時限に開講）で行います。

第二外国語については、入学手続き時に提出された希望に基づいてクラス分けを行います。ただし、人数の関係で必ずしも第一希望に添えない場合もありますので、結果は入学時のガイダンスで配付される名簿で確認して下さい。

３）自然科学科目のクラス分けと履修手続きについて

自然科学科目では、入試における選択科目や入学時のプレイスメントテスト等によって、クラス分けを行う科目があります。

医学科、歯学科、保健衛生学科検査技術学専攻対象の「生物学／化学／物理学入門」はそれぞれ入試で選択しなかった受験科目（保健衛生学科検査技術学専攻の推薦入試合格者は、高校で履修しなかった科目）に対応する授業科目を必ず履修して下さい。

医学科、歯学科対象の「情報処理」と保健衛生学科、口腔保健学科対象の「統計学」はそれぞれ同一時限開講の英語に対応してクラス分けを行います。「数学Ⅱ」「物理学Ⅱ」は選択科目です（検査技術学専攻は「物理学Ⅱ」が必修）。前期末に希望調査等を行います。

保健衛生学科看護学専攻、口腔保健学科対象の「化学基礎」は、入学後のプレイスメントテストによるクラス分けを行います。「科学基礎実験 NOK」「科学基礎演習」は選択科目です。前期末に希望調査等を行います。

詳細については、自然科学のページを参照して下さい。

４）共通領域セミナー科目の選択と履修手続きについて

共通領域セミナー科目は他の授業科目と区別するため、科目の前にＳまたはＲの記号を付けています。

Ｓ科目　：講義、セミナー、実験と授業形態は様々です。
Ｒ科目　：原書講読を基本とした共通領域セミナー科目です。
　　古今東西の原書や論文をじっくりと読む科目です。

各自の興味、関心に合わせて科目を選び、下記のとおり定められた単位数以上を履修してください。

医学部医学科・歯学部歯学科　　：２単位
医学部保健衛生学科・歯学部口腔保健学科　：１単位

○　共通領域セミナー科目には、履修可能な人数（募集人数）に制限があります。
○　受講資格を確認のうえ選択してください。
○　希望者数が募集人数を上回ったときは、初回の授業のときに人数調整を行なうことがありますので履修を希望する人は必ず出席して不利益を被らないようにしてください。
○　募集人数に満たない科目は、次回の授業で追加の受講者を募ります。最初に希望した科目を履修できなかった場合は、それらの科目から選択して申請することができます。
○　夏季・冬季集中型共通領域セミナー科目、及び学期途中から始まる共通領域セミナー科目については説明会を開催する予定です。時期については別途掲示します。
○　共通領域セミナー科目の履修申請は、事前に担当教員から履修許可を得た上で、WebClass により各学期の決められた期間内に送信してください。（WebClass による履修登録が確認できない場合、原則として当該科目を履修できません。）
○　学期途中から始まる共通領域セミナー科目についても、履修申請は他の科目と同じ履修申請提出期間内に送信して下さい。
○　夏季・冬季集中型共通領域セミナー科目についてのみ、履修申請提出期間が異なりますので別途掲示します。

共通領域セミナー科目履修申請提出期間　　前期　4 月 12 日（金）～　4 月 24 日（水）
　　後期　9 月 30 日（月）～ 10 月 11 日（金）

※　提出期間最終日は 13:00 で締切。

５）履修取消について

履修登録した科目のうち、やむを得ない事情により履修ができなくなった場合には、取消を許可する科目があります。履修取消期間に申請すれば、登録抹消ができ、総登録単位数から除かれます。

ただし、履修取消を認めるか認めないかは科目によって異なりますので、担当の先生に確認した上で、履修取り消しの手続きを行ってください。

申請の用紙は教養教務・支援係にありますので、申請書に必要事項を記載の上、提出して下さい。

履修取消期間については別途掲示します。

６）試験と成績評価について

各学期末に定期試験を実施し、その成績を基に科目の単位認定を行います。ただし科目によっては定期試験の成績だけでなく平常点が加味される場合や定期試験に替えてレポート・その他の課題が課される場合があります。いずれも担当教員の指示に従ってください。試験と成績評価に関する教養部のルールについては、巻末に掲載してある規則を参照してください。ここでは、特に留意する点を列記します。

○ 後期までに必要単位数を修得できなかった場合は、教養部において留年となります。
○ 単位不足のまま専門科目を履修する仮進級の制度はありません。
○ 試験の成績評価については、巻末の「東京医科歯科大学全学共通科目履修規則」を参照してください。各科目について５段階評価（Ａ＋・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｆ（評価不能））を通知します。（ＤとＦは、不合格です。）
このうち、Ｆは履修放棄または試験中に不正行為をした者に対する評価で、この評価のついた科目は、再試験を受験することができません。
従ってＦのついた科目を単位修得するためには翌年度に再履修する必要があります。
履修登録した人文科学・社会科学科目あるいは共通領域セミナー科目のうち、進級要件に関係のない科目として履修放棄した科目のＦの印は、卒業時の成績表の科目欄には残りませんが、履修登録単位数に加算されますので、GPA(grade point average)では評価が下がります。
○ ＤまたはＦとなった科目の単位を修得するためには、原則としてその科目を再履修する必要があります。再履修については、担当教員の指示に従ってください。
○ 最終学期後に総合成績を通知します。前期・後期を通して行われる科目は、通常前期にも定期試験を行いますが、その成績は教員の手元で管理され、後期の定期試験後に総合成績が出ます。なお、前期の定期試験を行わない科目もあります。
○ 科目の後に小文字のアルファベットがついている科目（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語）では、アルファベットすべての授業の総合成績によってその科目全体の成績判定が行われます。例えば英語ａ・ｂ・ｃ・ｄは、４つの成績の総合で英語（４単位）という１つの科目の単位が認定されます。
○ 病気や事故などで定期試験を受けられなかった人は、追試験願を提出することができます。
詳細は巻末の「東京医科歯科大学試験規則」を参照してください。

７）学力認定試験について

医学科および歯学科の学生は化学と生物学について、検査技術学専攻の学生は生物学について、後期に、それぞれ期待される学力を有しているかどうかの学力認定試験を実施します。

この試験は、上記科目に関して基本的な学力が身についているかどうかを判定する試験です。学力認定試験の成績は、前期・後期試験とともに評価の対象になります。なお、医学科と歯学科の学生については、学力認定試験の成績に基づいて２年次の授業（生命科学基礎）のクラス分けを行います。

試験範囲の予定

化　学：一般化学（無機・物理化学、有機化学）、化学実験
生物学：細胞・遺伝子、構造・機能、生物学実験

追って試験範囲の詳細についてはお知らせします。

８）GP（Grade Point）について

GP（Grade Point）で成績を評価する場合は、次のとおりです。

評価	A＋	A	B	C	D	F
ＧＰ	4.0	3.5	3.0	2.0	1.0	0.0

※　全学共通科目履修規則第７条第２項に該当する科目を除く。

評価基準

Ａ＋＝当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
Ａ＝当該科目の到達目標を全て達成した
Ｂ＝当該科目の到達目標を概ね達成した
Ｃ＝当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
Ｄ＝当該科目の到達目標を達成していない
Ｆ＝到達目標の達成度を評価できない

主題別教育（医学科・歯学科）について

【目的】

人間とは何か。これまで、偉大な先人達が、「人間」の解明にあらゆる観点からいどみ、説明を試みてきました。それらは、「知」として蓄積され、私たちをさらなる思索へと導いてくれます。

あらゆる学問は、この人間について思索をめぐらせ、理論化しようとするところから始まったといってもよいでしょう。人間とは甚だ不可思議な、得体の知れない存在です。私たちは、このよく分からない人間として、よく分からない人間が構築する世界で、よく分からない人間と一緒に生きていかねばなりません。人間をめぐる思索は、自分自身の姿、あるいは自分たちが生きる世界の構造を明らかにしようとする営みにほかならず、人間として生きていく上での必然的行為であり、人間の宿命であるともいえます。

主題別教育は、この「人間」という存在について、人間を生物的社会的存在たらしめている要素である「文化」「生命」「言語」「制度」「時間」という５つの視点から考えてみようという取り組みです。

ゴールは、3 年次に行う「主題別人文社会科学セミナー」です。このセミナーでは、各主題に分かれて、担当者の指導のもと、自ら問題を設定し、調査・考察・討論を経て、一定の結論を導出します。1 年次および 2 年次には、その準備として、視野を広げ、基礎的な知識や考え方を身につけます。

セミナー修了時には、みなさんは、自分が選択した主題の観点を中心に、「人間」という存在について、自分なりの考えを持つことになるでしょう。もちろん、それは「絶対的な正解」ではありません。しかし、各自が、3 年間かけてたどりついた一つの「結論」です。

そして、この「結論」は、さらなる「新たな問い」を生みだし、「思索」を促し、「新たな結論」へとみなさんを導くでしょう。この、「問い」から「結論」へ、そして「新たな問い」へという、とどまるところを知らない学問のダイナミズムを体験すること、そして、自ら思索する力強さを身につけること、これが主題別教育の目的です。

ここでの取り組みは、将来、「人間」そのものを対象とすることになる医学・歯学系の皆さんを支える、大きな力となるはずです。

【５つの主題】

文化と人間　　生命と人間　　言語と人間　　制度と人間　　時間と人間

各主題の目的は次の通りです。

文化と人間	文化とは、人間が創造し習得する精神的な価値の総体である。また、文化とは象徴的記号の体系である。そのような文化を理解することによって、人間の本質を捉えようとすることが目的である。
生命と人間	人間を含むあらゆる生物には生命が宿っている。医療はその生命と常に向き合わなければならない。その生命の多様な現象と、それに対する人間の様々な認識のありようを理解することが目的である。
言語と人間	人間と動物とを区別する最大の要素は言語の使用にある。人間は言語によって、自らの世界を構築してきた。その言語に関する様々な事象を理解することによって、人間の本質を捉えようとすることが目的である。
制度と人間	社会的生物である人間は、様々な制度に取り巻かれて生きている。その制度を相対的に理解することと、制度の構造を分析することによって、人間のありようを理解することが目的である。
時間と人間	人間は時間的存在であり、時間的拘束のもとに生きている。時間を相対的に理解し、その構造を明らかにすることによって、人間存在の本質を理解することが目的である。

上の５つの主題の中から、１つ選択します。各主題とも、定員は約３０名です。

３年次の「主題別人文社会科学セミナー」は、この主題に分かれて開講されます。各セミナーは、１年次の人文社会科学科目の「主題に関連の深い科目」の担当者が担当する予定です（この１年次人文社会科学の「主題に関連の深い科目」については、次の【各学年の履修について】で説明します)。

どの主題に進むかを決定する時期は、２年進級時です。１年生の２月に「希望調査」を取り、希望を考慮しながら、各主題とも約３０名になるように振り分けます。

１年生の間に、色々な科目を履修しながら、自分がどの主題を選択するかを考えておいて下さい。

【各学年の履修について】

１年生：基盤の形成

必修科目・必修選択科目・自由選択科目などで、さまざまな分野の科目が開講されています。それらに取り組むことにより、それぞれの学問分野における基礎的な知識や、科学的な思考方法を身につけます。

同時に、人間に関する根源的な問いに対して、これまで人間自身がどのようにアプローチし、どのように理論化してきたのかということを学びます。そして、「問いの継続と発展」という学問のありようを理解します。

１年生は、このように３年生のセミナーに向けて基礎体力を養いながら、自分がどの主題に進むかを考える期間です。

特に、人文社会科学科目には、「主題に関連の深い科目」は設けられています（下表)。自分が進むかもしれないと思う主題については、その「主題に関連の深い科目」の中にある科目を、積極的に履修しておくことをお勧めします。

主題に関連の深い科目は次の通りです。各授業の内容については、それぞれのシラバスを参照して下さい。

主題	関連の深い科目
文化と人間	文化人類学、歴史学、社会学
生命と人間	哲学、倫理学、宗教学
言語と人間	文学、哲学、文化人類学
時間と人間	歴史学、社会思想史、社会学
制度と人間	政治学、法学、社会科学特論

２・３年生前期：主題別選択科目―視点の拡充―

２・３年生では、前期の木曜日午前中に、「主題別選択科目」が開講されます。

「主題別選択科目」とは、主題について考察できる、様々な学問分野にまたがった複合的な内容の選択科目です。各科目とも、５０分間の授業が７回行われます。２年生と３年生が合同で受講します。具体的には、各主題において、下表のような科目が開講されます。開講科目は、若干の変更の可能性があります。２年前期の前半８回、前期の後半７回、３年前期の前半８回、前期の後半７回にそれぞれ１科目ずつ履修します。自分が選択した主題の「主題別選択科目」の中から２科目以上を履修することが必要です。ただし、２年前期の前半・後半はいずれも、自分が選択した主題の「主題別選択科目」の中から履修しなければなりません。また、同一教員の科目を２回以上選択することはできません。前半８回と後半７回、合計２科目を履修して、１単位取得となります。

（例）「言語と人間」を選択した学生

→２年前期の前半８回「生物間のコミュニケーション」履修

〃　　後半７回「フランス詩を読む」履修

（この２科目で１単位取得）

主題	主題別選択科目（2019 年度開講）	
	２年の前期前半８回（50 分×８回）	２年の前期後半７回（50 分×７回）
文化と人間	戦争と科学（田中） スポーツと心（水野） フランス文学を読む（中島） ドイツとヨーロッパの社会（シンチ） 医歯系のための物理（檜枝） 物理数学演習（越野） 科学と疑似科学の境界（奈良） 食品の科学（澤野） Crazy Little Thing Called Love: Explorations in Literature and Science（キャネル）	生命倫理を問いなおす（田中） スポーツと健康　(水野) フランス詩を読む（中島） ドイツとヨーロッパの現在（シンチ） 情報社会と人間（中口） タンパク質科学の光と影（奈良） 民主主義を再考する（藤井）
生命と人間	スポーツと心（水野） 医歯系のための物理（檜枝） 物理数学演習（越野） 食品の科学（澤野） 生物の中の糖（勝又） 宇宙と生命（服部） 生物間のコミュニケーション（伊藤） 医療の社会学（藤井） ヒトの脳と言語（時本） 学習・記憶と言語（岩下） 生命科学と技術（石野他）	スポーツと健康（水野） 人体・医療の物理（檜枝） タンパク質科学の光と影（奈良） 植物の科学（澤野） 老化と寿命（服部） 環境への適応（伊藤） 英語で学ぶヒトの脳と言語（時本） 学習・記憶と老化（岩下） 生命科学と医学（石野他）
言語と人間	ロシア・中央ユーラシアの文化と生活（濱本） フランス文学を読む（中島） ドイツとヨーロッパの社会（シンチ） 情報機械と人間(中口) 生物間のコミュニケーション（伊藤） ヒトの脳と言語（時本） 学習・記憶と言語（岩下）	ロシア・中央ユーラシアの文化と歴史（濱本） フランス詩を読む（中島） ドイツとヨーロッパの現在（シンチ） 情報社会と人間（中口） 人体・医療の物理（檜枝） 微分方程式演習（越野） 民主主義を再考する（藤井） 英語で学ぶヒトの脳と言語（時本） Understanding Language and Society （キャネル）
制度と人間	戦争と科学（田中） ドイツとヨーロッパの社会（シンチ） 科学と疑似科学の境界（奈良） 医療の社会学（藤井） 情報機械と人間（中口）	ドイツとヨーロッパの現在（シンチ） 情報社会と人間（中口） 人体・医療の物理（檜枝） 微分方程式演習（越野） 危険物の科学（勝又） 民主主義を再考する（藤井）

時間と人間	小説に見る日本語の変化と多様性（近代編）（平井） フランス文学を読む（中島） ドイツとヨーロッパの社会（シンチ） 情報機械と人間（中口） 医歯系のための物理（檜枝） 食品の科学（澤野） 宇宙と生命（服部） 医療の社会学（藤井）	小説に見る日本語の変化と多様性（現代編）（平井） 生命倫理を問いなおす（田中） フランス詩を読む（中島） ドイツとヨーロッパの現在（シンチ） 微分方程式演習（越野） タンパク質科学の光と影（奈良） 植物の科学（澤野） 老化と寿命（服部） 環境への適応（伊藤） 民主主義を再考する（藤井） 学習・記憶と老化（岩下）

また、３年次に行われる主題別人文社会科学セミナーの担当者から、２年生の間にやっておくべき課題が提示される場合があります。２年生は、「主題別選択科目」を受講し、同時にその課題に取り組みながら、主題に関する視点の拡充をめざします。

３年生：主題別人文社会科学セミナー―思考の深化―

３年生では、主題ごとに、セミナーを受講します。

各主題の学生３０人を、１０人ずつのグループＡ・Ｂ・Ｃに分けます。セミナーは、このグループごとに、７回ずつ行われます。セミナーを担当する教員は、１年次人文社会科学の「主題に関連の深い科目」担当教員の予定です。

セミナーと平行して、「医療と法」および「医療と社会」という二つの講義科目が７回ずつ開講されます。グループごとに「セミナー」「医療と法」「医療と社会」を７回ずつ受講します。そして、学年の最後に開講される「総括セミナー」において、主題に関する自らの取り組みをレポートにまとめます。「総括セミナー」は、主題ごとに３０人全員が参加し、討論を経てレポート執筆に取り組みます。

グループ（各１０人）	前期		後期	
	前半７回	後半７回	前半７回	後半７回
グループＡ	セミナー	医療と社会	医療と法	総括セミナー（セミナー論文執筆）
グループＢ	医療と法	セミナー	医療と社会	
グループＣ	医療と社会	医療と法	セミナー	

１年生において基礎力を身に付け、自ら問いを見出す意識を養い、２年生「主題別選択科目」において視野を広げてきました。３年生「主題別人文社会科学セミナー」では、それらを前提にして、問題を設定し結論の導出を目指します。

問題設定は、自らの興味や関心にもとづいて、担当教員のアドバイスを受けながら、学生それぞれが設定します。その問題について、調査や考察を行い、またその結果を他の受

講生と共有して、問題点を指摘しあいながら結論を導き出すのが「セミナー」です。そして、これらを集大成するのが、「総括セミナー（セミナー論文執筆）」です。

「総括セミナー（セミナー論文執筆）」、ここがこの主題別教育のゴール地点となります。

「総括セミナー（セミナー論文執筆）」までの予定

4月4日（木）：各主題でオリエンテーション。
担当者より、セミナー計画・日程・セミナー論文の問題設定の仕方などについて説明。

4月11日（木）～11月14日（木）：セミナーと講義

11月21日（木）～2020年1月23日（木）：総括セミナー

2月6日（木）：提出締切（予定）

【今後の予定】

2年生　4月～9月　「主題別選択Ⅰ」受講

3年生　4月～9月　「主題別選択Ⅱ」受講

4月～3月　「主題別人文社会科学セミナー」受講

【成績・評価について】

主題別選択Ⅰ・Ⅱ　前半と後半をあわせてそれぞれ1単位。

原則としてレポート（80点）、授業への参加度（20点）で評価。

（筆記試験で評価する場合に、その旨を周知する。）

ただし、レポートの代替として、授業の最終日に試験を実施することがある。

主題別人文社会科学セミナーと講義　あわせて2単位

原則として講義における試験と総括セミナーにおけるレポート（80点）、授業への参加度（20点）で評価。

Ⅲ．開講科目の概要

１．必修・選択科目

1）人文科学・社会科学

【指針】

人文科学・社会科学分野の科目は、学んだ「効果」がすぐにあらわれるとは限らないものです。むしろ10年後、20年後になってようやく、しかも自分ではそうとは気づかない形で、効果をあらわすことの方がふつうだと言ってもいいでしょう。それは人文科学・社会科学という学問が、たんに知識を増やすことだけでなく、ものごとの見方・考え方までも問いなおすことを追求するものだからです。人文科学・社会科学にふれて、そうした「問いなおし」を経験することで、やがて自分でもそうすることができるようになったひとには、自分のものごとの見方・考え方をつねに新たにし、深めてゆく可能性が開かれることでしょう。また、ひとはそのようにして「成熟」してゆくのだとすれば、いま・ここで人文科学・社会科学を学ぶことの意味と効果は、来るべき成熟にこそ求められることになります。そしてこのことは、医療人としての学びにも深くかかわってきます。

よき医療人に専門知識は必須です。ひととしての成熟も必須です。もちろん年齢のことではありません。いわば医療それ自体が、その知識と実践の担い手に、「成熟したひと」となることを求めるのです。知識には一般性があり、そうであるからこそ誰にでも伝達ができ、誰でも身につけることができます。けれどもそのことは、知識を目の前の対象に「正しく」「適切に」「ふさわしく」適用する方法にまで一般性があることを意味しません。このことはとりわけ医療にあてはまります。目の前の患者の身体には個別性・特殊性があります。その身体が負う病や障害も同様です。患者の人生はどれもユニークであり、喜びも幸せも、悲しみもつらさも、一人ひとり異なります。そのような個別性・特殊性を前にして、またかけがえのなさを前にして、自分の知識をどのように適用すればよいのか、するべきなのか。マニュアルなどありません。それでもその問いに「正しく」「適切に」「ふさわしく」答えなければならないとしたら――。

さらに、科学研究のされ方や科学者の社会的な位置づけが時代によって変わってきたように、医療にも、それを支える専門的な知識にも、歴史と文化が刻印されています。そして、医療も医歯学の研究も社会の中で、法の下に行われているのですから、社会や法のありようと無縁ではありえません。言うまでもなく、医療も医歯学の研究も「患者を助けたい」という善意にもとづいていること、またそうして実際にも成果をあげていることは、誰しもが認めるところです。けれども、医療や医歯学の研究と、歴史や文化、社会、法との間には深い結びつきがあり、相互に影響を与えあっていることを忘れてしまうなら、つまり、「患者を助けたい」という善意さえあれば大丈夫、すべてうまくゆくと考えるなら、近現代の科学史・医学史が教えるように、その善意が「独善」ともなり、成果が患者のいのちと尊厳を損なう「惨禍」ともなる事態を、期せずして再び招くことになりかねないでしょう。

よき医療人としてこうした問いに答え、患者のいのちに寄り添い、その尊厳を守ることができるようになるには、専門知識は必要条件ですが、けっして十分条件ではありません。皆さんが医療人になることを目指してからこれまでに、こうした問いや視点にふれる機会がどれほどあったのかわかりませんが、いずれにしてもこれからは、新たな学びを始めてもらわなければなりません。それは10年後、20年後の来るべき成熟のためであり、いま人間について、また歴史や文化、社会、法について学ぶのもそのためです。たとえいまは医療と関係ないように思われても、そうして学んだことの意味と効果は、各人の学びの深さに応じて、その先の医療人への／としての歩みの中で明らかとなるでしょう。その未来の自分のために、人文科学・社会科学という学問の扉を、まずは虚心にたたいてほしいと思います。

※医学科・歯学科「主題別教育」に関する注意事項

３年次にかけて「主題別教育」が行われます。

人文科学・社会科学のいくつかの科目は、「主題に関連の深い科目」に指定されています。３年次の「主題別人文社会科学セミナー」は、この「主題に関連の深い科目」の教員が担当する予定です。掲載されている表で確認の上、自分が進む可能性のある主題については、「主題に関連の深い科目」を積極的に履修することを勧めます。

また、３年次には「主題別人文社会科学セミナー」と平行して、「医療と法」「医療と社会」という講義科目が開講されます。これらは、医療をとりまく社会的問題について、講義形式で考察する必修科目です。医療が直面する問題について、法律、経済、政治などの側面から考察します。将来、医療の世界で生きることになる皆さんにとっては、必須の内容です。

主題別教育については、どの主題に進むかをよく考えておいてください。また、分からないことや相談したいことがある時には、いつでも来てください。

【開講科目一覧】

哲学Ⅰ
哲学Ⅱ
倫理学Ⅰ
倫理学Ⅱ
心理学Ⅰ
心理学Ⅱ
宗教学Ⅰ
宗教学Ⅱ
芸術Ⅰ
芸術Ⅱ
歴史学ＡⅠ
歴史学ＡⅡ
歴史学ＢⅡ
科学史Ⅰ
科学史Ⅱ
文学ＡⅠ
文学ＡⅡ
法学Ⅰ
法学Ⅰ（憲法）
法学Ⅱ
政治学Ⅰ
政治学Ⅱ
経済学Ⅰ
経済学Ⅱ
社会学ＡⅠ
社会学ＡⅡ
社会思想史Ⅰ
社会思想史Ⅱ
文化人類学Ⅰ
文化人類学Ⅱ
社会科学特論Ⅰ
社会科学特論Ⅱ
Japanese Culture and Society Ⅰ
Japanese Culture and Society Ⅱ
グローバル教養科目

2）自然科学

【指針】

自然科学系の科目は、人文科学・社会科学系と異なり「自然」を理解しようとする学問です。理解しようとする対象によって、物理学、化学、生物学などの違いが生じます。数学はこれらの自然科学の全体に深く関係する学問分野です。物理学、化学、生物学は、数学とは異なり、実験科学です。実験科学では、自然の現象を観察あるいは観測して得られた結果をもとに、仮説を立て実験を行ないこれを検証し、できるだけ基本的な法則に基づいて自然を理解しようとします。この考えは、最初は物理学に取り入れられ、化学、生物学にもこの手法が深く浸透してきました。医学・歯学を正しく理解するためには、このような科学の方法論を理解するとともに、物理学、化学、生物学の知識も不可欠になっています。したがって、いずれの科目でも、講義によって基本的な知識を学ぶとともに、実験によって現象の観察や観測の基本を学びます。

「サイエンスPBL入門」は、医学科と歯学科の学生が履修する必修科目です。この科目は10名程度から成るグループに分かれて行います。自然科学の考え方に基づいた話し合いから課題を解決する技術を向上させることによって、自然科学の知識を論理的に活用できる研究者の基礎を育成することを目的としています。

また共通領域セミナー科目としても自然科学系の多くの科目が開講されていますので、各自の興味や弱点を考えて取捨選択し、積極的に学んでください。

● 数学の指針

数学は自然科学の全分野にわたって必要欠くべからざる存在となっており、これは医学・歯学においても例外ではありません。しかしながら、大学における数学教育は、このような数学的知識や技術の習得だけが目的ではありません。

むしろ「論理的思考能力」を育成することに最大の重点が置かれているといっていいでしょう。ここでいう「論理的思考能力」というのは、与えられた前提・条件から、正確に推論を行って結論を得る能力であり、かつ、その推論を正確に記述する能力を意味します。高校までの学習においては、ともすると試験問題の正解を得ることに重点がおかれ、その正解を得る過程での正確な推論や証明の記述能力は軽視されがちです。学生諸君は「論理的思考能力の育成」が数学を学ぶ最大の目的であることを強く意識し「自分で考え」、「疑問点が自分で解決できないときは必ず質問する」という態度で学ぶことが必要です。

数学分野が各学科・専攻１年次に開講する必修科目（一部選択科目）は次の通りです。また、この他に共通領域セミナー科目をいくつか開講しています。できるだけ多く学ぶことをお薦めします。

学部・学科	前期	後期
医学部医学科	数学Ⅰ M 情報処理（α）／（β）	数学Ⅱ（選択）
医学部保健衛生学科 看護学専攻	情報科学N	統計学（α）／（β） ［情報科学（補習コース）］
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	数学Ⅰ T 情報科学T	統計学（α）／（β） ［情報科学（補習コース）］
歯学部歯学科	数学Ⅰ D 情報処理（α）／（β）	数学Ⅱ（選択）
歯学部口腔保健学科	情報科学O・K	統計学（α）／（β） ［情報科学（補習コース）］

注１）　医学科・歯学科の後期「数学Ⅱ」は「物理学Ⅱ」との選択となります。科目・クラス選択の詳細は別途指示します。

注２）　医学科・歯学科の前期「情報処理」および保健衛生学科・口腔保健学科の後期「統計学」のクラス分けは別途指示します。

注３）　保健衛生学科・口腔保健学科で前期「情報科学」を不合格となったものは、後期「情報科学（補習コース）」を受講してもらうことがあります。

● 物理学の指針

物理学とは自然界の普遍性・共通性を理解する学問です。その成果は、私達の生活の基盤を成しているだけではなく、医歯学の中でも基盤を成しています。例えば、人体の動きや歯の矯正治療では力学の知識が必要となってきます。また、X線、レーザー、MRI、重粒子線治療など現代医療に欠かせない技術の基本原理はすべて物理学研究の中で発見されました。さらに、物理学の知識だけではなく、自然現象をできるだけ基本法則に基づいて理解しようとする物理学の考え方を身につけることは、皆さんの将来の研究現場で大いに役に立つでしょう。

物理学分野が各学科・専攻１年次に開講する必修科目（一部選択科目）は次の通りです。その他に共通領域セミナー科目（S 科目）を開講しています。自分の興味や弱点等を考えて取捨選択をし、積極的に学んで下さい。

学部、学科、専攻	必修科目	選択科目
医学部医学科	前期：物理学Ⅰ M 通年：物理学実験	前期：物理学入門（←入試物理非選択者） 後期：物理学Ⅱ M（選択）
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	前期：物理学Ⅰ D・T 後期：物理学Ⅱ D・T	前期：物理学入門（←入試物理非選択者）
医学部保健衛生学科 看護学専攻		後期：科学基礎実験 N・O・K または科学基礎演習
歯学部歯学科	前期：物理学Ⅰ D・T 通年：物理学実験	前期：物理学入門（←入試物理非選択者） 後期：物理学Ⅱ D・T（選択）
歯学部口腔保健学科		後期：科学基礎実験 N・O・K または科学基礎演習

注１） 医学科・歯学科の後期「物理学Ⅱ」は「数学Ⅱ」との選択となります。科目・クラス選択の詳細は別途指示します。

● 化学の指針

化学は、医学・歯学・看護学・検査技術学・口腔保健学を学ぶ者にとって最も重要な基礎科目のひとつです。したがって、高校で習得してきた化学の知識を再確認し理解を深めながら、さらに高度の知識を積み重ね、学部で学ぶ生化学、生理学、薬理学などを理解するための基礎をつくらなければなりません。

この目標に向けて、講義、演習、実習を通して化学の理解を深めるとともに、実験の基本を習得します。学部学科専攻により、履修すべき科目が異なりますので、間違いのないように表を参考にして下さい。

学部、学科、専攻	必修科目	選択科目
医学部医学科	前期・後期：化学（一般化学）M 前期・後期：化学実験	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	前期・後期：化学（一般化学）T 後期：科学基礎実験 T	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
医学部保健衛生学科 看護学専攻	前期：化学基礎 （α）/（β）	後期：科学基礎実験 N・O・K 科学基礎演習のいずれか１科目
歯学部歯学科	前期・後期：化学（一般化学）D 前期・後期：化学実験	前期：化学入門（←入試化学非選択者）
歯学部口腔保健学科	前期：化学基礎（α）/（β）	後期：科学基礎実験 N・O・K 科学基礎演習のいずれか１科目

医学科・歯学科・保健衛生学科検査技術学専攻のうち入試で化学を選択しなかった方は「化学入門」（前期）を選択科目として履修することになります。

保健衛生学科看護学専攻・口腔保健学科の方はプレイスメント試験により「化学基礎」（前期・必修）

のクラス分けを行います。

共通領域セミナー科目として、前期に「S・水の科学」(全学科対象)、「S・タンパク質の科学」(前期＋夏季集中型、全学科対象)、「S・分子分光学演習：基礎編」(前期＋夏季集中型、全学科対象)、後期に「S・糖の科学」(全学科対象)、「S・一般化学演習」(医学科、歯学科、検査技術学専攻対象)、「S・生体分子分光学演習」(後期＋冬季集中型、全学科対象) が開講されます。

● 生物学の指針

講義系の科目では、基本的な知識の習得に加え、これらの知識が医療の領域まで応用されていることを理解し、実験系の科目では、自然現象を観察し、仮説を立て実験を行ない、これを検証する方法の基礎を学ぶことを目的とします。

平成 23 年度からの新カリキュラムでは、必修科目として下表の科目を開講します。

「＊」の科目は、医学科・歯学科・保健衛生学科検査学専攻の学生で、本学の入学試験（理科）で「生物」を選択しなかった学生が履修する科目です。

学科専攻	必修科目
医学科	前期：生物学入門 (α)/(β)＊ 前期：生物学 (細胞・遺伝子) M 前期＋後期：生物学実験 後期：生物学 (構造・機能) M
保健衛生学科 （看護学専攻）	前期：細胞生物学基礎 後期：人体の生物学基礎
保健衛生学科 （検査技術学専攻）	前期：生物学入門 (α)/(β)＊ 前期：生物学 (細胞・遺伝子) D・T 後期：生物学 (構造・機能) D・T 後期：科学基礎実験 T
歯学科	前期：生物学入門 (α)/(β)＊ 前期：生物学 (細胞・遺伝子) D・T 前期＋後期：生物学実験 後期：生物学 (構造・機能) D・T
口腔保健学科	前期：細胞生物学基礎 後期：人体の生物学基礎

上記以外に、知識を深めることや論理的思考能力の向上を目指した共通領域セミナー科目(S 科目や R 科目) もいくつか開講しています。積極的に学ぶことを望みます。

【開講科目一覧】

物理学入門
化学入門
生物学入門（α）／（β）
数学Ⅰ　M／D／T
数学Ⅱ（α）／（β）／（γ）
統計学（α）／（β）
物理学Ⅰ　M／D・T
物理学Ⅱ　M／D・T
化学（一般化学）M／D／T
化学基礎（α）／（β）
生物学（細胞・遺伝子）M／D・T
生物学（構造・機能）M／D・T
細胞生物学基礎
人体の生物学基礎
物理学実験
化学実験
生物学実験
科学基礎実験T
科学基礎実験N・O・K
科学基礎演習
情報科学N／T／O・K
情報処理（α）／（β）
サイエンスＰＢＬ入門

3) 外国語

【指針】

外国語を学ぶ目的には、大きく分けて二つあるように思われます。一つはその言語を話す人々とのコミュニケーションの手段として習得すること、もう一つは言語を通して、その言語を担う人々の文化や歴史を感じ取り、学ぶことです。教養部には外国語として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語（留学生のみ）が開設されていますが、第一外国語として学ぶ英語と第二外国語として学ぶ他の外国語ではこの二つの重心が少し異なるかもしれません。

英語は必修科目として、全員が履修します。第二外国語は選択科目ですので、入学時の希望外国語調査にしたがって振り分けられた指定のクラスで、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語（留学生のみ）の中から、1科目4単位を履修します。第二外国語を途中で変更することはできません。外国語の成績は各科目とも、a・b・c・dの総合で4単位分が評価されます。

● 英語の指針

「コミュニケーション」と「読み書き」の２つの授業を受けます。習熟度別にクラス分けを行い、中級はGE（General English）クラス、上級はEAP（English for Academic Purposes）クラスとします。「コミュニケーション」のGEクラスでは、主にディスカッションの技術向上を目標とし、合わせて（後期は）プレゼンテーションの技術向上に取り組みます。EAPクラスでは、課題の文章を与えた上で、その内容についてのディスカッションやディベートを行なったり、レクチャーを聞いた上で、ノートを取る練習をします。「読み書き」のGEクラスでは、読解力の底上げや文レベルでの作文技術の向上に焦点を当てます。クラスによっては、より長い文章を書かせる場合もあります。EAPクラスでは、前期は主にパラグラフライティングおよびエッセイの執筆に取り組み、後期は研究に基づいたライティングやプレゼンテーションの技術向上に焦点を当てます。すべての学生は、英語の授業で学んだことを「英語による授業」に活かすチャンスがあるのですから、より多くのことにチャレンジし、そのチャレンジの過程で新たな課題や動機付けを得てほしいと思います。

● 第二外国語の指針

第二外国語は、週２コマの授業で構成されています。どの言語もほとんどの学生は初学者であることを念頭に、初歩的な文法や発音から始め、１年後には基本的な作文、読解、聞き取り、会話能力を獲得させることを目指します。また、授業の一部では、文化的な諸問題をめぐる思索や多様な文化への理解を促す内容を扱います。

たとえばドイツ語の習得は、文化の成熟にともない標準化と多様化という一見矛盾する二つのプロセスが同時に進行するヨーロッパ像の理解につながります。フランス語は、フランス社会のみならず、イスラム社会の問題やアフリカの様々な問題を深く理解する窓口にもなります。中国語は、日本と中国の文化的な近さや、今日の混迷する東アジア情勢について考える上で有益です。スペイン語は、先住民文化とヨーロッパ文化の混合をはじめとする、旧植民地をめぐる問題を理解することにもつながります。

留学生は、日本語を履修します。日本語の授業では、教養教育および専門の医歯学教育をうけるための基礎となる日本語能力、また日本社会でよりよく自分の能力を発揮して、自国と日本の友好と親善に貢献するために必要な日本語能力の獲得を目指します。

【開講科目一覧】

英語ａ・ｂ・ｃ・ｄ
ドイツ語ａ・ｂ・ｃ・ｄ
フランス語ａ・ｂ・ｃ・ｄ
中国語ａ・ｂ・ｃ・ｄ
スペイン語ａ・ｂ・ｃ・ｄ
日本語ａ・ｂ・ｃ・ｄ

4）保健体育

【指針】

保健体育学分野では、授業科目として必修科目のスポーツ・健康科学とフィットネスマネジメントの２科目と共通領域セミナー科目のＳ．メンタルトレーニングの１科目、計３科目の授業を開講しています。

授業開講の主たる目的は、これらの授業の受講をとおして健康生成的生き方、つまり受験対策のために委縮した心身を賦活させるとともに、スポーツを含む身体活動並びに健康習慣の実践の体験的価値とその理論的意義を学ぶことにあります。よって、その結果として生涯をとおしてのより良いライフスタイル（トータルフィットネス）形成の基盤をつくり、より質の高い医療従事者の資質として健康科学の基礎理論を学びとることが求められます。

また、昔から各種スポーツを含む身体運動文化の教育は、洋の東西を問わずエリート教育の重要な位置を占めてきました。これはこうしたスポーツ・身体運動文化の教育と実践が見識を広め、広く個人の責任、集団での役割、チームワーク、さらに言語的及び身体的（非言語的）なコミュニケーションなどの総合的人間力の育成に有効であるとともに、様々な精神的資質を開発するためにも有用であるためと考えられます。よって、保健体育分野の授業でも、学生自身が主体となってスポーツの本質とは何か？を考え、理論と実践の有機的な連携を重視しながら、各種のスポーツや身体活動の実践をとおして身体運動文化の神髄に触れ、自らの心身の状態（特性や限界）を知り、それらをより良く自己管理すること、また医療者の資質として重要なプロフェショナルリズムの基礎（責任感、誠実さ、時間厳守、信頼性、思いやり、他者とのより良い関係性の構築、協働（リーダーシップ、フォロアーシップなどの育成））を身に就けることを授業目標としています。

【開講科目一覧】

スポーツ・健康科学
フィットネスマネジメント
Ｓ．メンタルトレーニング

5）教養総合講座

【概要】

本講座は、1）基礎ゼミ、2）文章表現リテラシー、3）情報活用リテラシーの 3 部から構成され、1 年生全員を対象にした科目です。

「基礎ゼミ」の目的は、①すべての学生が共に学ぶ教養部の特性を活かし、学科の枠を超えたグループ学習やグループディスカッションを通じて、将来のチーム医療に必要な基盤作りを行うことと②人文社会科学から自然科学までの学問領域を横断して、共通のテーマを深く考察する機会を持つことによって、自発的な学びの態度と幅広い視野を身につけることにあります。

一方、「文章表現リテラシー」と「情報活用リテラシー」においては、学問を身につける上で必要な基本的な技能である、論理的な文章の作成方法や正しい情報の収集方法、より良いプレゼンテーションの方法などを学ぶことにあります。

詳しくはガイダンスなどで説明しますが、課題図書を読むなどの事前学習が必要ですので、注意深く教養部掲示板や WebClass を見るようにしてください。

２．共通領域セミナー科目

【概要】
共通領域セミナー科目は次のように区別しています。

Ｓ科目　：講義、セミナー、実験と授業形態は様々です。
Ｒ科目　：原書講読を基本とした共通領域セミナー科目です。
　　古今東西の原書や論文をじっくりと読む科目です。

各自の興味、関心に合わせて科目を選び、下記のとおり定められた単位数以上を履修してください。

医学部医学科・歯学部歯学科　　：１学年で２単位
医学部保健衛生学科・歯学部口腔保健学科　：１学年で１単位

○　共通領域セミナー科目には、履修可能な人数（募集人数）に制限があります。
○　受講資格を確認のうえ選択してください。
○　履修手続きの詳細は 25 頁の「共通領域セミナー科目の選択と履修手続きについて」を参照のこと。
○　夏季・冬季・春季集中型共通領域セミナー科目、および授業期間外の日程を含む共通領域セミナー科目については、授業日程に注意してください。

【開講科目一覧】

	科目名	担当教員	曜日	時限	対象学科	募集人数	備考
前期	S・メンタルトレーニング	水野・谷木	月	1		24	
	S・英語で学ぶ医学哲学	田中	月	2		12	
	S・フランスとヨーロッパの現在	中島	火	3-4	医・歯・検	15	4/23・5/7・5/14 は 4 限 6/4～9/10 隔週 3・4 限
	R・講義と実習によるバイオサイエンス1	服部	火	3-4	医・歯・検	8	4/23・5/7・5/14 は 4 限 6/4～9/10 隔週 3・4 限
	S・Essentials of Molecular and Cellular Biology	Dennisson	火	3-4	医・歯・検	20	4/23・5/7・5/14 は 4 限 6/4～9/10 隔週 3・4 限
	R・離散構造	徳永	火	3-4	医・歯・検	15	4/23・5/7・5/14 は 4 限 6/4～9/10 隔週 3・4 限
	S 平面と立体の幾何学	中口	火	3-4		40	6/4～9/10＋夏季集中
	S・タンパク質の科学	澤野	火	3-4		24	6/4～9/10＋夏季集中
	S・分子分光学演習：基礎編	奈良	火	3-4		10	6/4～9/10＋夏季集中
	S 基礎力学	越野	水	4	口腔衛生・口腔工学	4	
	S・水の科学	奈良	金	1		25	
	S・Topics in the News	Foss	金	1		24	英語による授業
	S・Writing in English	Foss	金	2		20	TOEFL450-547 ただし応相談
	S・Calculus for Medical Students	Hitzer・中口	金	2		10	英語による授業

夏季集中型	S・英語で学ぶ力学	越野	8月	1–4		5	
	S・現代パフォーミングアーツ入門	徳永	8月			30	湯島
	S・ウニの発生と海産生物の観察実習	服部・伊藤・松本	8月			20	
	S・Essentials of Medical Language	Dennisson	8–9月			20	
	S・イギリス文学講読	猪熊	8–9月			15	
	S・彫刻(塑造)	高見	8–9月		医・看・検・口腔衛生・口腔工学(医を優先とする)	16	8/26～9/4(土日除く)3～4限
後期	S・生体分子分光学演習	奈良	月	1		5	実験は冬季集中で行う
	S・フランス語でニュースを読む	中島	月	2		10	フランス語前期終了者(或いは同等の力を持つ者)対象
	R・けいすけのドイツ旅行	シンチンガー	月	2		20	ドイツ語履修者のみ
	S・糖の科学	勝又	月	2		5	
	S・数学解析	中口	水	1	口腔工学	15	
	S・実用統計学	徳永	金	1	看・検・口腔衛生・口腔工学	30	
	S・Discussions on Human Behavior	Foss	金	1		12	英語による授業
	S・一般化学演習	奈良	金	1	医・歯・検	40	
	S・Basic Concepts in Physics	檜枝	金	1	医・歯	10	英語による授業
	R・講義と実習によるバイオサイエンス2	服部	金	2	医・歯・検	8	R・講義と実習によるバイオサイエンス 1 を履修した者のみ履修可
	S・翻訳演習	畔柳	金	2		10	
	S・十進BASICで学ぶ幾何学デザイン	徳永	金	2		20	

３．教養教育科目・連携教育科目（２年次以降）

【概要】
教養教育科目では、より深い人間への理解と科学的視野をもった医療人の育成を目指します。連携教育科目は、全学共通教育科目から専門教育科目への円滑な橋渡しを図るために置かれています。いずれも２年次以降に湯島キャンパスで開講します。

【開講科目一覧】
○教養教育科目（医学科・歯学科２・３年次）
　生命科学基礎
　主題別選択Ⅰ・Ⅱ
　主題別人文社会科学セミナー
○連携教育科目（歯学科２年次）
　教養英語
　情報科学演習
　サイエンスＰＢＬ
　生命科学（人体の生物学）
　生命科学（生物物理化学）
　人文社会科学総合講義
○連携教育科目（保健衛生学科看護学専攻２年次）
　医療人間学概論（倫理学）
　医療人間学概論（法学）
　医療人間学セミナー
○連携教育科目（保健衛生学科検査技術学専攻４年次）
　医療人間学概論（法学）

４．専門科目（１年次）

１）医学科

【開講科目一覧】

医学導入

２）看護学専攻

【開講科目一覧】

解剖学
微生物学
基礎看護学Ⅰ
基礎看護学実習Ⅰ
看護の統合と実践Ⅰ
看護心理学（選択科目）
国際保健福祉Ａ（自由科目）

３）検査技術学専攻

【開講科目一覧】

人体構造学講義
分析化学検査学Ⅰ
病原体検査学講義（Ⅰ）
検査管理学
先端医療技術論
短期海外研修Ａ（自由科目）

４）歯学科

【開講科目一覧】

歯学概説
歯学史
最新の歯学
早期臨床体験実習
医の倫理
基礎情報医歯学

５）口腔保健衛生学専攻

【開講科目一覧】

口腔保健と専門職
臨床体験実習
人体の構造と機能及び疾病（人体の構造と機能Ⅰ）
人体の構造と機能及び疾病（栄養と代謝）
公衆衛生学
社会保障Ⅰ
歯科衛生学総論
メディア情報学

６）口腔保健工学専攻

【開講科目一覧】

口腔保健工学概論
早期臨床体験実習
メディア情報学基礎
人体の構造と機能
造形美術概論実習
加工技術基礎

Ⅳ．学生生活のために

１．毎日の学生生活

１）学生証

学生証は入学時に交付され、本学に在籍する学生であることを証明するものです。

教養部では講義の出席確認（各教室にカードリーダーがあり、そちらに読み込ませます。）や、定期試験受験の際、本人確認のために、学生証を机上に置くよう指示しています。

このように学生証はいろいろな場面で身分を確認するために必要であり、同時に出欠管理機能や湯島地区での入退館システムキーの機能を持っています。とても大切なものですから、いつでも提示できるように常に携帯し、汚したり、無くしたりしないように心掛けてください。

２）掲示

告示や通知、連絡等（教室変更、休講、学業に関する指示、呼出、試験時間割、学校行事、授業料納入、奨学金関係等）は WebClass（電子掲示板、以下同じ。）に掲示することにより、周知したものとして取り扱います。WebClass 及び学生 Web メールについては必ず毎日１回はチェックするようにしてください。

なお、緊急情報（前日夜若しくは当日判明した休講情報等）及び履修・定期試験情報については、WebClass のほか、公用掲示板（管理研究棟西側にあります。）にも掲示します。

未確認のために不利益が生じた場合は自己責任になります。登校前までに必ず WebClass を確認してください。

必要に応じて学籍番号を用いた掲示についても、原則として、WebClass を通じて行います。

３）自然災害・事故等に伴う休講措置等について

自然災害・事故等に伴う授業の休講、試験の延長については、下記により WebClass、教養部ホームページ（http://www.tmd.ac.jp/artsci/）にて公示しますので、必ず、確認を行ってください。

○台風などで首都圏に直接災害が予想される場合

- 午前の授業を休講、午前の試験を延期とする場合は、午前 6 時 30 分までに公示する。
- 午後の授業を休講、午後の試験を延期とする場合は、午前 10 時までに公示する。
- 夜間（午後 6 時以降）の授業を休講、夜間（午後 6 時以降）の試験を延期とする場合は、午後 4 時までに公示する。

○首都圏における交通機関(JR 及び大手私鉄・地下鉄など）が全面的に運転を休止している場合

- 午前の授業を休講、午前の試験を延期とする場合は、午前 6 時 30 分までに公示する。
- 午後の授業を休講、午後の試験を延期とする場合は、午前 10 時までに公示する。
- 夜間（午後 6 時以降）の授業を休講、夜間（午後 6 時以降）の試験を延期とする場合は、午後 4 時までに公示する。

また、湯島地区における火曜日の授業の休講、試験の延長については、大学ホームページ（http://www.tmd.ac.jp/）の「学部・大学院」サイトにて公示しますので、必ず、確認を行ってください。

４）電話による呼び出し・照会

電話を受けて個々の学生を呼び出すことはできません。

家族の方や知人、友人等に理解を得ておいてください。ただし、緊急事態の場合はこの限りではありません。

５）自動車通学について

身体的理由により自動車による通学が必要な場合を除き、教養部構内に学生が駐車することは禁止しています。（対外試合等で本学に来校の他大学生も含む）

なお、自動車による通学を許可された場合、あるいは自転車（バイクを含む）通学をする場合は、所定の駐車場（駐輪場）に駐車してください。

また、構内を移動するために走行することは原則として認めません。

６）禁煙について（成年者のみ。未成年者の喫煙は法律で禁止されています。）

教養部は、サークル室に隣接する喫煙所を除き、全面禁煙です。

指定場所以外での喫煙および喫煙所周囲での歩きたばこは厳禁します。

７）禁酒について

東京医科歯科大学国府台キャンパス内における飲酒の扱いは、以下のとおりとします。

第１　学生が共同利用する場所での飲酒は年齢を問わず禁止します。

（１）屋外
（２）教室、実験・実習室、図書館分館
（３）休憩室、談話室
（４）体育館、武道館、弓道場、プール
（５）部室、更衣室
（６）学生寄宿舎の談話室、倉庫
（７）廊下、階段
（８）合宿研修所

（処分等）

第２　禁止されている場所での飲酒の事実が明らかになった場合、該当する個人は処分の対象となります。また、団体（クラブ・サークル等）についても、活動の一部若しくは全部の有期又は無期停止の処分の対象となります。

それ以外の場所であっても、飲酒の強要等の行為は処分の対象となります。

８）学生相談

教養部では、学業や日常の生活、その他の諸問題が生じた場合に対応するために、学生委員、保健管理センター分室、学生女性支援センター分室を置いています。

一人で悩まず、どの様なことでも気軽に相談し、問題解決に向けて努力してください。

（１）学生委員

所　属	教 員 名	備　考
英語	畔柳　和代	学生委員長
物理学	越野　和樹	
ドイツ語	Emi Schinzinger	
英語	Jeanette Dennisson	

（２）教員別学生面接受付時間（Office Hour）

学生委員以外の各教員も、オフィスアワーを設けて、その時間に学業や学生生活の相談に応じています。オフィスアワーについては、巻末の専任教員連絡先に記載しています。

（３）留学生の指導員

学生委員会では、国費・私費留学生として入学した学生を対象に、教養部での学生生活を円滑に進められるよう留学生ごとに１名の指導教員と学生チューターを配しております。詳細は４月中にお知らせします。

２．　福利・厚生サービスなど

１）保健管理センター分室

利用時間　平日 9：45～16：15
（保健管理センター分室前のシフト表を確認してください。）
シャン・ドゥ・コーズリー1 階
ＵＲＬ：http://www.tmd.ac.jp/hsc/index.html
連絡先：047-300-7108

保健管理センターでは、学生の心身の健康保持を図ることを目的に、各種の健康診断およびその事後措置、健康の保持増進についての必要な指導、一般健康相談、メンタルヘルス相談などを行っています。

教養部には分室があり、湯島地区と連携を取りながら、看護師に簡単な健康相談を受けることができ、急な体調不良や怪我をした場合には応急手当の処置を行うことができるようにしています。また、専門の医師が一般健康相談（月曜日・木曜日）やメンタルヘルス相談（金曜日）に応じています。

また、臨床心理士による相談（月曜日）も受付けています。

	月	火	水	木	金
午後	深山（内科）			藤江（内科）※1	平井（メンタル）
	13:00～15:00			12:20～13:10	12:20～13:10
	久保（心理相談）				
	12:20～13:10				

※1　第２・３・４週が相談日

進学や就職に必要な健康診断証明書の発行について、分室においても申し込みをすることができます。ただし、定期健康診断を受診していることが必要です。（生命保険や趣味の為の診断書は発行できません。）

不明な点はご相談ください。

２）学生・女性支援センター分室

利用時間　原則水曜日　12:00～14:00（保健管理センター分室前のシフト表を確認して下さい。）
シャン・ドゥ・コーズリー1 階
ＵＲＬ：http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/index.html
連絡先：047-300-7108

学生・女性支援センターは、本学の学生に対して、生活、修学、就職、メンタルヘルスやハラスメント、キャリアパスや学業（仕事）との家庭との両立に関することなど、キャンパスライフ全般に渡り、全学的に支援を行い、学生支援活動の充実を図ることを目的として設置されています。なお、本センターは男女問わずご利用いただけます。

また、教養部では原則水曜日に学生・女性支援センターのカウンセラーが相談に応じています。相談にあたっては事前に「国府台キャンパスにおける相談」とご予約ください。

〈予約先〉
電話：03-5803-4959
E-mail：scenter.stc@tmd.ac.jp　件名「国府台キャンパスにおける相談」

	月	火	水	木	金
午後			学生・女性支援センター		
			12:00～14:00		

３）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生が授業や学校行事、課外活動等において身体に傷害を被った場合に備え、入学時に全員加入する保険制度です。

万一事故にあった場合は、速やかに学生支援事務室（湯島地区：03-5803-5078・5077）へ連絡するとともに請求手続方法等についての指示を受けてください。

４）健康保険証

被保険者（両親）と住居を異にしている人は、不慮の負傷や病気に備えて「健康保険被保険者証」またはそれに代わる「遠隔地被扶養者証」の交付を受け、常に携帯するよう心掛けてください。

３．　国府台地区施設の利用

１）学生用ロッカーの使用

教養部で全学共通科目を履修している間は、学生用個人ロッカーを貸与します。鍵は各自で用意してください。ロッカー室では、盗難防止のため、貴重品は各自が責任を持って管理してください。ロッカー室の使用時間は８：30～21：00 です。

なお、１年次が修了前までに、ロッカーは空の状態にしてください。後日指定する明け渡しの期限までに万一残っていた荷物は理由の如何を問わず全て廃棄します。明け渡し期限（例年２月末頃）までにロッカーの荷物は全て撤収してください。

２）教室の授業時間外の利用

課外活動や自習等で教室を使用したい時は、事前に教養教務・支援係に申請し、許可を取ってください。

また、使用に際しては次のことを守ってください。

（１）グループ学習目的での貸出は、授業使用時を除く平日の９：00～20：00 です。
（２）飲食および火気の使用は禁止します。
（３）ＡＶ機器は貸出不可です。
（４）その他、教職員・警務員の指示に従ってください。

３）厚生施設の利用

教養部には、厚生施設として談話室、休憩室が設けられています。

気持ちよく利用できるよう、談話室、休憩室では特に次のことを守ってください。

（１）火気や盗難に十分に注意してください。
（２）常に整理・整頓し、清潔を保つように心掛けてください。
（３）備付の器具や物品を持ち出さず、万一破損した場合は、速やかに教養教務・支援係まで届け出てください。
（４）使用時間（8：30～21：00）を厳守してください。
（５）平日以外の曜日は、原則として使用できません。

４）運動施設（体育館・グラウンド・テニスコート・武道館・プール）の利用

国府台キャンパス（教養部）にある体育館等の運動施設は、保健体育分野の授業をはじめ、本学学生および職員の健康保持・増進、体力向上を図ることを目的に整備されています。特に使用者（使用種目数）の多い体育館・グラウンド等の利用については、その安全で円滑な使用のために使用規則等を定め、「キャンパスガイドブック」に記載しています。使用に際しては、それらに従って使用許可等を受けて

下さい。また、使用に際しては規則を守り、常に快適な環境を保持し、事故防止を心掛けましょう。
なお、以下に運動施設別の注意事項を記載しますので、使用する際には、必ず守ってください。

運動施設の使用に関する共通注意事項

1．使用時間 8：30～21：00（ただしプールは 9：00～17：00）を厳守してください。
2．使用に際しての優先順位は原則として次のとおりとします。
①授業、②大学が認めた行事、③課外活動（プールの個人利用は不可）
3．課外活動として使用を希望する際は、使用する１週間前までに学生支援事務室または教養教務・支援係にて施設使用届を提出してください。
4．許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないでください。
5．使用後は、施設・設備品を現状に復し、館内の清掃・整備をしてください。

〇体育館の使用について

1．使用に当たっては、必ず体育館用のシューズを使用してください。
2．使用後は、施設・設備品を現状に復し、館内の清掃・整備をしてください。
3．更衣室を使用した後は、整理・整頓を心掛けてください。
4．12：00～13：00 は原則、教職員の使用優先時間帯となっています。

〇武道館の使用について

1．使用に当たっては、原則、素足とし、運動靴での使用はできません。

〇グラウンドの使用について

1．使用に当たっては、必ず目的にあったシューズを使用してください。
2．サッカーゴールは使用後、転倒防止の為、必ず倒してください。

〇プールの使用について

1．安全のため、使用は 3 名以上のグループ使用のみ許可します。
2．プール内は土足禁止です。
3．水着、水泳帽は必ず着用してください。また、ヘアピン、ネックレス等を身につけての利用はできません。
4．サンオイル、日焼け止めクリーム等を使用しないでください。また、化粧は落としてください。
5．プールへの入水前には、必ず十分な準備運動を行った上、シャワーコーナーで身体を洗ってください。特に激しい運動直後の急な入水は危険を伴います。安全のため急な入水を避けてください。
6．シャワーは温水使用が可能です。湯温に注意し、適切な使用を心掛けてください。
7．更衣室ロッカー使用後は整理整頓をしてから退室するようにお願いします。

〇テニスコートの使用について

1．使用に当たっては、必ずテニスシューズを使用してください。

５）図書館分館の利用

（１）入館手続

図書館に入館する際には学生証を携帯してください。学生証を入退館ゲートの IC カード接触部にかざしてから入館してください。退館時には学生証をかざす必要はありません。学生証は図書館利用証になりますので、図書館の資料・タブレッド型パソコン・ノート型パソコンの貸出の際に必要となります。

（２）開館時間と休館日

①開館時間　平日 9:00～19:00
（※春季・夏季・冬季休業期間中は 17:00 閉館）

②休館日　　土日祝／年末年始

（３）利用に際しての諸注意

①図書館の資料は館内において自由に閲覧することができます。資料を館外に持ち出すときは、貸出手続きをしてください。(一部貸出禁止資料あり)

②Presentation Room はグループ学習向けの部屋です。譲り合いのうえ自由に利用してください。また授業等で貸切りになる時間帯は掲示いたします。

③Seminar Room A-C は主に授業で利用します。教員を通して利用申込を行うことで学生のみでの利用も可能です。

④Collaboration Area には、ノート型パソコンが設置されています。また PC（パソコン）ロッカーからタブレット型パソコン・ノート型パソコンを各自取り出し、図書館内で利用することができます。タブレット型パソコン・ノート型パソコンは、館外への持ち出しはできません。また図書館のタブレット型パソコン・ノート型パソコンから印刷ができます。印刷は１枚、白黒 10 円、カラー30 円です。但し、図書館以外のパソコン及び USB メモリーから直接印刷はできないので、USB メモリーで図書館のパソコンにデータを移してから印刷をしてください。

⑤館内での食事は禁止です。菓子等の軽食であっても禁止です。また喫煙、飲酒も禁止です。飲料はペットボトルや水筒などフタ付きの容器のみ持ち込みができます。(※上記のルールは、教養総合講座等の授業で図書館を利用する際にも適用されます)

⑥携帯電話はマナーモードにし、止むを得ず短時間の通話をする際には Communication Area にて行ってください。

⑦館内では静粛を心掛けてください。

（４）館外貸出

①貸出冊数と期間

館外貸出ができる資料は最大６点までで、その内の３点は DVD 等視聴覚資料とすることができます。

・一般図書　最大６点　期間２週間

・DVD 等視聴覚資料　６点中最大３点　期間３日

また、図書館ホームページの MyLibrary(Web)において、延滞のない利用者が、他から予約の入っていない資料に対して一回に限り期限を処理日から２週間延長することができます。(カウンターでも承ります)

②貸出禁止資料

参考図書・新着雑誌・大型本・新聞は貸出することができません。

(※その他、著作権等の関係上貸出できないものがあります)

③長期貸出

休暇期間中（夏季・冬季）は、教養部に在籍する学生を対象に、返却期限日を授業が再開される日以降とする”長期貸出”を行っています。具体的な返却期限はその都度掲示でお知らせします。

④延滞

貸出期間を過ぎても返却しない利用者は、新規の資料貸出を受けることはできません。

また、返却した後も遅延日数分、新規貸出を停止することがあります。

繰り返しの督促に対して返却されない場合は、分館においては PC ロッカーの利用停止及び図書館の入館停止となることがあります。また湯島の本館においても延滞がある利用者に対しては国府台分館の貸出資料であってもゲートが開かない場合があります。

（５）資料の紛失・汚損・破損

図書館資料を紛失・汚損・破損をしてしまった場合は、カウンターにある貸出資料紛失届を提出のうえ、同一資料を弁償していただきます。同一資料の入手が困難な場合は、ご相談ください。

４．　諸手続きの窓口一覧

教養部教養教務・支援係の窓口で取り扱う諸手続きと受付時間は、次のとおりです。余裕を持って早めに手続きしてください。

１）教養教務・支援係の受付時間　　平日　8：30～17：00

２）証明書自動発行機（教養教務・支援係）の利用時間　平日　9：00～17：00

３）諸手続一覧

種　　類	申込手続	注意事項
成績証明書（平成 29 年度以前入学者のみ）	前日までに証明書交付願に記入して申し込む	英文については 1 週間前までに申し込む。
追試験（追考査）願	当該科目定期試験終了後、5 日以内に願い出る	病気の場合は診断書、忌引きの場合は会葬礼状を添付する必要がある。その他については正当な理由によるものとします。
教室使用願	前日までに願い出る	平日 9 時～20 時まで貸出可。
学生証（紛失・盗難届）（再交付申請書）	入退館システムキー紛失・盗難届、再交付申請書に記入して申し込む	万一、学生証が盗難にあったり、紛失した際は速やかに学務企画課に届け出て、再交付の手続を受けてください。（再発行手数料として、1,500 円がかかります。）
在学証明書	証明書自動発行機にて発行する	英文については 1 週間前までに証明書交付願に記入して申し込む。
通学証明書	前日までに証明書交付願に記入して申し込む	バスおよび鉄道の通学定期券を購入する場合は通常、住居の最寄駅又は学校の最寄駅で学生証を提示し直接購入することになるが、交通機関により大学の通学証明書を必要とする場合は、学務企画課に申し込むこと。 有効期限は発行日から 1 ヶ月間
住所変更届	その都度届け出る。（※入学手続時に提出した「学生カード」と本人住所が異なる場合は、速やかに届け出ること）	入学時に提出した住所に変更が生じたときは、必ず直ぐに届出ること。 届出を怠ると、大学から本人や保証人に緊急に連絡する必要が生じても連絡が取れず、不利益を被ることがある。
保証人住所変更届	その都度届け出る	入学時に提出した保証人住所に変更が生じたときは、必ず直ぐに届出ること。 届出を怠ると、大学から本人や保証人に緊急に連絡する必要が生じても連絡が取れず、不利益を被ることがある。
通学区間変更届	その都度届け出る	
改姓届・保証人変更届	その都度届け出る	戸籍抄本を添付すること。
奨学生願書	その都度掲示する	手続きについては学生支援事務室（湯島地区）。
授業料免除申請書（徴収猶予申請書）	その都度掲示する	手続きについては学生支援事務室（湯島地区）。

種　　類	申込手続	注意事項
欠席届	速やかに届け出る （届出が遅い時は受理されないこともある）	病気又は家庭の事情等で授業を欠席した（する）場合は、教養教務・支援係窓口で欠席届用紙を受け取り提出する。 病気の場合は診断書、忌引きの場合は会葬礼状を添付する必要がある。その他、交通機関等の遅延による欠席については個別に担当教員に相談すること。
休学願	休学しようとする 2 ヶ月前までに申し出る	病気その他の事由により、3 ヶ月以上休学しようとするときは、保証人連署のうえ、休学願に診断書又は詳細な理由書を添付し各学部教務係へ提出する。 願い出に際しては学生委員会の面接を受け、休学することによって生ずる修学上の諸問題等についてよく相談すること。 休学期間は 2 年以内だが、特別の事由があるときは、願い出によりさらに 1 年以内の休学を許可することがある。
復学願	復学しようとする 2 ヶ月前までに申し出る	休学している学生が、休学期間満了により復学を希望するときは、保証人連署のうえ復学願を各学部教務係へ提出する。 病気により休学した後、復学を希望する場合は診断書を添付すること。
退学願	退学しようとする 2 ヶ月前までに申し出る	病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり退学しようとするときは、学生委員会の面接を受けたうえで、保証人連署の退学願に理由書を添付し各学部教務係へ提出する。
学生旅客運賃割引証	証明書自動発行機にて発行する	学割証を用いると、課外活動または帰省などで日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ）を利用し、乗車線区間が片道 100 ㎞を超える場合には、旅客運賃割引（2 割）を受けることができる。 学割証の年間使用枚数は、1 人 10 枚以内で、有効期間は発行日から 3 ヶ月のため、計画的に利用すること。 学割証の不正使用をした場合は普通運賃のほかに 2 倍の追徴金が課せられるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがあるので、不正使用は絶対にしてはならない。
国府台合宿研修施設使用申込書	申込期限等は「キャンパスガイドブック」参照のこと	学生支援事務室（湯島地区）に申し込む。

４）拾得物

教養部構内で拾得物を見つけたときは、速やかに教養教務・支援係に届けてください。

所有者の明らかなものは掲示等によりお知らせします。なお、所有者不明で一定期間、教養教務・支援係前の拾得棚に置いても引き取りがない場合は処分します。

Ⅴ．履修に関する規則等

東京医科歯科大学学則

（平成１６年４月１日
規程第４号）

第１章　総則

第１条　本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

２　各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

第２条　本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医学部　医学科
保健衛生学科
歯学部　歯学科
口腔保健学科

２　医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

３　歯学部口腔保健学科に、口腔保健衛生学専攻及び口腔保健工学専攻を置く。

４　本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

第３条　医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は６年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は４年とする。

第４条　学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
医学部		人	人	人
	医　学　科	１０１	５（２年次編入）	６３１
	保健衛生学科			
	看護学専攻	５５		２２０
	検査技術学専攻	３５		１４０
歯学部				
	歯　学　科	５３		３１８
	口腔保健学科			
	口腔保健衛生学専攻	２２	６（３年次編入）	１００
	口腔保健工学専攻	１０	５（２年次編入）	５５

第２章　授業科目

第５条　削除

第６条　本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

２　全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
３　全学共通科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。
４　専門科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。

第３章　学年、学期及び休業日

第７条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８条　学年を分けて、次の学期とする。
前期　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

第９条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。
⑴ 日曜日及び土曜日
⑵ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
⑶ 本学創立記念日　　１０月１２日
⑷ 春季休業
⑸ 夏季休業
⑹ 冬季休業
２　前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。
３　第１項第４号から第６号の期間は、各学部において別に定める。
４　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第４章　入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

第１０条　入学の時期は、学年の始期とする。

第１１条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
⑴ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵ 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
⑶ 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
⑷ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑸ 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
⑹ 文部科学大臣の指定した者（昭和２３年文部省告示第４７号）
⑺ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
⑻ 学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
⑼ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

第１２条　大学医学部医学科の卒業者で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業者で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることがある。

第１３条　大学医学部医学科の学生で医学部医学科に､大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

第１４条　医学部医学科の２年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。
⑴ 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
⑵ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者
⑶ 外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者（学校教育における１５年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

第１５条　削除

第１６条　医学部保健衛生学科の２年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部に２年次以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

第１７条　削除

第１８条　歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻の３年次編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。
⑴ 歯科衛生士を養成する短期大学を卒業した者
⑵ 歯科衛生士を養成する専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第１８条の２　歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻の２年次編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。
⑴ 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
⑵ 大学を卒業した者
⑶ 歯科技工士を養成する専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第１９条　本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することがある。
２　前項に規定するもののほか、第２５条の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。
３　前２項に規定するもののほか、第３１条の２の規定による退学者が本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、退学時の在籍学科の在籍学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可す

るものとする。

第２０条　編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第３条に規定する年限を在学したものとみなす。

第２１条　本学に入学を志願する者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

第２２条　入学志願者については、学長が当該学部教授会及び教養部教授会の意見を聴いて選考を行う。
２　前項に規定するもののほか、入学者の選考に関し必要な事項は別に定める。

第２３条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学の学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付するものとする。ただし、第４５条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあっては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。
２　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。
３　学長は、入学（再入学及び転入学等を含む。）を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。
４　前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。

第２４条　学生は、病気、留学その他の事由により引き続き３月以上休学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第２５条　本学医学部医学科又は歯学部歯学科に４年以上在学した者が引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に在学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第２６条　前２条の規定による休学者で、休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続きにより、復学の許可を学長に願い出ることができる。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第２７条　休学期間は、通算して２年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに１年以内の休学を許可することがある。
２　大学院医歯学総合研究科博士課程に在学する者の第２４条の規定による休学期間及び第２５条の規定による休学期間は、第１項の規定にかかわらず、通算して３年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに１年以内の休学を許可することができる。
３　休学した期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第２８条　学長は、学生が病気その他の事由により修学が不適当と認められるときは、当該学部教

授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、休学を命ずることがある。

第２９条　学生は、学長の許可なくして、他の大学、本学の他の学科又は専攻に入学を志願することはできない。

第３０条　学生が転学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。
２　前項の許可を与えたときは、退学とする。

第３０条の２　本学の学生が学修のため外国の大学等（外国の学校教育制度に位置づけられた教育施設で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関で、かつ本学と学生交流協定を締結した又は事前の協議をおこなったものをいう。）に留学を願い出たときは、それが教育上有益と認められた場合において許可することがある。
２　前項の規定による許可は、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
３　前項の許可を得て留学する期間は、原則１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに１年を限度として留学期間の延長を認めることがある。
４　第３項の許可を受けて留学した期間は、第３条に規定する修業年限及び第３２条に規定する在学年限に算入する。ただし、第２４条の規定により許可された留学（以下「休学留学」という。）については、この限りではない。
５　留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業料を納付しなければならない。
６　留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。
(1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。
(2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。
(3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。
７　留学に関する必要な事項は、別に定める。

第３１条　学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出てその許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第３１条の２　四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第３２条　医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は１０年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は８年を超えて在学することができない。
２　編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

第３３条　学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、除籍する。

⑴ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
⑵ その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者
⑶ 在学期間が第３２条に定める在学年限を超える場合に退学の意思を示さないとき。
⑷ 第２４条、第２５条又は第２８条により休学し、第２７条に定める期間内に復学又は退学の意思を示さないとき。
⑸ 死亡又は行方不明となったとき。
⑹ 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して１４日以内に納付しないとき。
⑺ 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかった者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して１４日以内に納付しないとき。
⑻ 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
⑼ 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
２　前項第６号は、第４５条第３項の規定により徴収猶予の申請をした者には適用しない。

第５章　教育課程、履修方法及び単位等

第３４条　本学は、各学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第３４条の２　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
２　前項の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
３　文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
４　第２項の授業を、外国において履修させることが出来る。また前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
５　卒業に必要な修得すべき単位数のうち、前２項の規定による方法で履修し修得した単位数は、６０単位を超えないものとする。ただし、卒業要件となる単位数が１２４単位を超える学科にあっては、その超える単位数を６０単位に加えて卒業要件として認定することができる。

第３４条の３　本学において必要と認めるときは、学校教育法第１０５条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

第３４条の４　学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。
２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評

価して試験によらずに単位を与えることができる。

第３５条　前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

第３６条　１単位の授業科目を、４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、１単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

⑴ 講義及び演習については、１５時間から３０時間の範囲

⑵ 実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の範囲

第３６条の２　一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第３６条の３　各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。

第３６条の４　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第３６条の５　各授業科目の評価は、A＋、A、B、C、D、Ｆに分け、A＋、A、B、C を合格とし、D、Ｆを不合格とする。

２　学修の評価に関し必要な事項は別に定める。

３　学生は、学修の評価に対し不服があるときは、所定の手続きにより異議を申し立てることができる。

第３６条の６　本学大学院に進学を志望する学生に対し、所属する学部の長が教育上有益と認めるときは、学生が進学する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業を履修することができる。

２　前項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第３７条　本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学を含む。）において修得した単位を合計３０単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第３条に定める修業年限を短縮することはできない。

２　前項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

第３８条　本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、前条第１項及び同条

第４項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて３０単位を限度とする。

３　第１項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

４　第１項の規定は、第３０条の２により学生が外国の大学等に留学する場合、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。

第６章　卒業及び学位

第３９条　卒業の認定は、第３条に定める年限を在学し、かつ、第６条第３項及び第４項に定める授業科目を、医学部医学科においては２０９単位以上、歯学部歯学科においては２２０単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては１２４単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては１３４単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては１２８単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては１２６単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

第４０条　前条による卒業者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学　部	学科・専攻	学　　位
医　学　部	医学科	学士（医　　学）
	保健衛生学科	
	看護学専攻	学士（看　護　学）
	検査技術学専攻	学士（保　健　学）
歯　学　部	歯学科	学士（歯　　学）
	口腔保健学科	学士（口腔保健学）

第７章　検定料、入学料及び授業料

第４１条　授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第４２条　入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第４３条　授業料は、次の２期に分けて納付しなければならない。

前期　　４月中

後期　　１０月中

２　前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第１項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

４　第１項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所（医学部掲示板・歯学部掲示板・教養部掲示

板）に掲示するものとする。

第４４条　既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。
２　第４２条の規定に基づき徴収した検定料について、第１段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第２段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
３　前条第３項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の３月３１日までに入学を辞退した場合には、第１項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
４　前条第２項及び第３項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第１項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
５　学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第１項の規定にかかわらず、返還することができる。

第４５条　本学に入学前１年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
２　本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が　困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前１年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
３　入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して１４日以内に徴収猶予の申請をすることができる。
４　前３項の取扱いについては、別に定める。

第４６条　停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第４７条　行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は本人又は保証人の申請により徴収を猶予することがある。

第４８条　死亡又は行方不明のため除籍され、或は授業料の未納を理由として退学を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第４９条　毎学期開始前に休学の許可を受けた者及び休学中に休学延期の許可を受けた者の休学中の授業料は免除する。ただし、各学期の中途で休学の許可を受けた者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までに相当する額を免除する。
２　各学期の中途で復学する者のその期の授業料は、復学当月から次の授業料徴収期の前月まで月割計算により復学の際徴収する。

第５０条　経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

２　前項の取扱いについては別に定める。

第５１条　削除

第５２条　削除

第８章　大学院

第５３条　本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。
２　大学院の学則は、別に定める。

第９章　外国人留学生

第５４条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生については、別に定める。

第１０章　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流学生

第５５条　本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
２　前項により入学した者には、第３４条の規定を準用し、単位を与える。
３　その他科目等履修生については、別に定める。

第５６条　特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
２　聴講生については、別に定める。

第５７条　他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。
２　特別聴講学生については、別に定める。

第５７条の２　本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。
２　短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第１１章　懲　戒

第５８条　学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、これを懲戒する。
２　懲戒は、退学、停学、訓告とする。
３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
⑵　学内の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

４　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第１２章　寄　　宿　　舎

第５９条　本学に寄宿舎を置く。
２　寄宿舎に関する規定は、別に定める。

附　則
１　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　第４条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成１６年度から平成１８年度までの３年次編入学員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度／区分	平　成 16年度	平　成 17年度	平　成 18年度
３年次編入学定員	―	―	１０
収容定員	２５	５０	８５

３　国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成１６年３月３１日に在学し、引き続き本学の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後在学者の属する学年に再入学、転入学び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
４　この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学則（昭和２７年学規第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則（平成１７年３月２３日規程第２号）
１　この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
２　平成１７年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成１７年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１８年３月２８日規程第１号）
１　この学則は平成１８年４月１日から施行する。
２　平成１８年３月３１日において現に本学に在学する者（以下在学者という。）及び平成１８年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の第３９条、別表（１）及び別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による

附　則（平成１９年３月２９日規程第３号）
１　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　平成１９年３月３１日において現に本学に在学する者（平成１８年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成１９年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２０年１月１６日規程第１号）
１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の平成２０年度から平成２２年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	収　容　定　員		
	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
医学部保健衛生学科			
看護学専攻	２１５	２１０	２１５
検査技術学専攻	１３５	１３０	１３５

歯学部口腔保健学科	１１８	１１６	１１８

附　則（平成２０年３月２６日規程第５号）

１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　平成２０年４月１日において現に本学に在学する者（平成１８年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び２０年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）及び別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２１年１月８日規程第１号）

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この学則改正前に、本学に４年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、平成２１年４月１日より休学を願い出ている者については、改正後の東京医科歯科大学学則第２５条の２の規程を適用する

３　この学則の施行の際限に本学に４年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、退学した者が再び入学を志願する場合の取扱いは、なお従前の例による。

４　平成２１年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２１年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月１９日規程第３号）

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成２１年度から平成２５年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収　容　定　員				
	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
医学部医学科	４８０	４９０	５００	５１０	５２０

３　平成２１年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２１年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）及び別表（２）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成２１年４月１日以降に歯学部口腔保健学科に３年次編入学する者については、改正後の別表（２）の規定を適用する。

附　則（平成２１年１２月１８日規程第９号）

この規程は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規程第３号）

１　この学則は，平成２２年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成２２年度から平成２６年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収　容　定　員				
	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
医学部医学科	５００	５２０	５４０	５６０	５８０

３　平成２２年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２２年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２３年３月４日規程第１号）

１　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成２３年度から平成２７年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度 区分	収　容　定　員				
	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
収容定員	５２５	５５０	５７５	６００	６１５

３　改正後の第４条の規定にかかわらず、歯学部歯学科の平成２３年度から平成２７年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度 区分	収　容　定　員				
	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
収容定員	３５８	３４６	３３４	３２２	３２０

４ 改正後の第４条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成２３年度から平成２５年度までの収容定員は、次のとおりとする。

	年度 区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
口腔保健衛生学専攻	収容定員	１１５	１１０	１０５
口腔保健工学専攻	２年次編入定員		５	５
	収容定員	１０	２５	４０

附　則（平成２３年６月３０日規程第６号）

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規程第３号）

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成２４年度から平成２７年度までの編入学定員等は、次のとおりとする。

年度 区分	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
編入学定員	５（２年次編入） ５（３年次編入）	５（２年次編入）	５（２年次編入）	５（２年次編入）
収容定員	５５５	５８０	６０５	６２０

３　平成２４年度においては、改正後の第１４条の「２年次」は「３年次及び２年次」と読み替えるものとする。

附　則（平成２４年９月２８日規程第８号）

この学則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月１２日規程第２号）

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成２５年度から平成２９年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度 区分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
収容定員	５８１	６０７	６２３	６２９	６３０

附　則（平成２７年３月３０日規則第５１号）

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規程第４号）

この内規は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年５月１１日規程第７号）

この学則は、平成２８年５月１１日から施行し、平成２８年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年１２月１２日規程第１１号）

この学則は、平成２８年１２月１２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年３月３１日規程第１号）

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年５月１日規程第１号）

この学則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

東京医科歯科大学全学共通科目履修規則

（平成１６年４月１日
規則第２１７号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成１６年規程第４号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（授業科目の編成）

第２条　全学共通科目における授業科目は、次の４系をもって編成する。

自由教育講義系
自由教育実習系
自由教育セミナー系
基礎教育系

（授業科目及び単位数）

第３条　前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表１に定めるとおりとする。

２　前項の授業科目及び修得すべき単位数等は、教養部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

（１単位当たりの授業時間）

第４条　学則第３６条に定める１単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

⑴　講義及び演習については、１５時間から３０時間
⑵　実験及び実習については、３０時間から４５時間

２　前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

⑴　学習目標を十分に満たすこと
⑵　履修時間及び自主的学修時間の確保

（履修届）

第５条　学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

（定期試験）

第６条　履修した授業科目については、試験を行う。

２　前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目又は試験を行うことが困難な授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、試験によらず、指定した課題についての報告等をもって試験に代えることができる。

３　第１項の試験については、別に定める。

４　試験に合格したときは、所定の単位を与える。

（学習の評価）

第７条　履修した授業科目の成績については、別表２により学習の評価を行う。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項に該当する授業科目のうち、第１項により難い場合の学習の評価は、別表３により行う。
３　第１項及び第２項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。
４　教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

（再履修）
第８条　前条により、「不可」又は「不合格」の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

（懲戒）
第９条　教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第５８条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては別に定める。

（進級要件）
第１０条　別表１（１）に定める単位をすべて修得しなければ、第２学年に進級することができない。
２　別表１（２）に定める単位をすべて修得しなければ、第３学年に進級することができない。
３　別表１（３）に定める単位をすべて修得しなければ、第４学年に進級することができない。
４　別表１（４）に定める単位をすべて修得しなければ、卒業することはできない。
５　全学共通科目の単位の認定については、教養部教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。
６　教養部長は、前項の認定の結果について各学部長に通知する。
７　２年以内に、別表１（１）に定める単位をすべて修得することができない学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第３３条第１項第１号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。
８　前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
９　第７項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、教養部長が再審議の必要性があると判断したときは、教養部長は、教務委員会等に再度審議を行わせるものとする。

（歯学部口腔保健学科編入学生の履修）
第１１条　学則第１８条及び第１８条の２に定める歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

（補則）
第１２条　この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修に関する必要な事項は、教養部教授会が別に定める。

附　則
１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成１６年３月３１日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

附　則（平成１８年３月３１日規則第１０号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１８年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）および平成１８年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２０年３月31日規則第８号）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　平成２０年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２０年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月１９日規則第１１号）

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２１年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２２年３月３０日規則第４０号）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　平成２２年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２２年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表１、別表２及び別表３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２３年３月４日規則第１４号）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　平成２３年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２３年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２８年２月２５日規則第３号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２８年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２８年３月４日規則第１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第７２号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	Ａ＋
優	Ａ
良	Ｂ
可	Ｃ
不可	Ｄ

附　則（平成２９年３月３１日規則第５３号）

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。）及び平成２９年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成３０年５月１日規則第３１号）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年１０月２４日規則第　号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別表 1

(1)第１学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
自由教育講義系	人文科学・社会科学	哲学Ⅰ	8	8	8	8	8	8	選択科目 1科目 2単位
		哲学Ⅱ							
		倫理学Ⅰ							
		倫理学Ⅱ							
		心理学Ⅰ							
		心理学Ⅱ							
		宗教学Ⅰ							
		宗教学Ⅱ							
		芸術Ⅰ							
		芸術Ⅱ							
		歴史学AⅠ							
		歴史学AⅡ							
		歴史学BⅠ							
		歴史学BⅡ							
		民俗学Ⅰ							
		民俗学Ⅱ							
		科学史Ⅰ							
		科学史Ⅱ							
		文学AⅠ							
		文学AⅡ							
		文学BⅠ							
		文学BⅡ							
		法学Ⅰ							
		法学Ⅱ							
		政治学Ⅰ							
		政治学Ⅱ							
		経済学Ⅰ							

		経済学Ⅱ							
		社会学AⅠ							
		社会学AⅡ							
		社会学BⅠ							
		社会学BⅡ							
		社会心理学Ⅰ							
		社会心理学Ⅱ							
		社会思想史Ⅰ							
		社会思想史Ⅱ							
		文化人類学Ⅰ							
		文化人類学Ⅱ							
		社会科学特論Ⅰ							
		社会科学特論Ⅱ							
		Japanese Culture and Society Ⅰ							
		Japanese Culture and Society Ⅱ							
		グローバル教養科目（注 1）							
	自然科学	物理学入門	1（注 2）		1（注 2）	1（注 2）			選択科目
		生物学入門							
		化学入門							
		数学Ⅰ	1		1	1			必修科目
		物理学Ⅰ	1		1	1			
		数学Ⅱ	1（注 3）			1（注 3）			医学科・歯学科は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。
		物理学Ⅱ			1				

		統計学		1	1		1	1	必修科目
		化学	2		2	2			
		化学基礎		1			1	1	
		生物学	2		2	2			
		細胞生物学基礎		1			1	1	
		人体の生物学基礎		1			1	1	
自由教育実習系	外国語	英語	4	4	4	4	4	4	必修科目
		日本語（注 4）	4	4	4	4	4	4	選択科目 1科目 4単位
		ドイツ語							
		フランス語							
		中国語							
		スペイン語							
	自然科学	物理学実験	1			1			必修科目
		化学実験	1			1			
		生物学実験	1			1			
		サイエンスPBL入門	1			1			
		科学基礎実験		1 （注 5）	1		1 （注 5）	1 （注 5）	看護学専攻・口腔保健衛生学専攻・口腔保健工学専攻は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。
		科学基礎演習							
		情報科学		1	1		1	1	必修科目
		情報処理	1			1			

	保健体育	スポーツ・健康科学	1	1	1	1	1	1	必修科目
		フィットネスマネージメント	1	1	1	1	1	1	
自由教育セミナー系	共通領域	共通領域セミナー一科目	2	1	1	2	1	1	必修科目（具体的な科目名は、全学共通科目教育要項に定める。）
基礎教育系	共通領域	教養総合講座	1	1	1	1	1	1	必修科目
第1学年　小計			34	26	31	34	26	26	

（注）

1　詳細は、全学共通科目教育要項に定める。

2　医学部医学科、保健衛生学科検査技術学専攻及び歯学部歯学科の学生については物理学入門、生物学入門、化学入門のうちから１科目（1 単位）を選択する。

3　医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については数学Ⅱ、物理学Ⅱのうちから1科目（1単位）を選択する。

4 外国人留学生のみ履修できる。

5　保健衛生学科看護学専攻及び口腔保健学科の学生については科学基礎実験又は科学基礎演習のいずれか1科目（1 単位）を選択する。

（2）第 2 学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
基礎教育系	教養教育	生命科学基礎	2			2			必修科目
		主題別選択Ⅰ	1			1			
	連携教育	教養英語				4			
		情報科学演習				1			
		サイエンスPBL				1			
		生命科学（人体の生物学）				2			
		生命科学（生物物理化学）				2			
		人文社会科学総合講義				2			
		医療人間学概論（倫理学）		1					
		医療人間学概論（法学）		1					
		医療人間学セミナー		1					
第2学年　小計			3	3		15			

（3）第 3 学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
基礎教育系	教養教育	主題別選択Ⅱ	1			1			必修科目
		主題別人文社会科学セミナー	2			2			
第3学年　小計			3			3			

(4)第４学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
基礎教育系	連携教育	医療人間学概論(法学)			1				必修科目
第４学年　小計					1				
全学共通科目　合計			40	29	32	52	26	26	

別表2

摘要	評価基準	評価	単位認定
第７条第１項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	A＋	合格
	当該科目の到達目標を全て達成した	A	
	当該科目の到達目標を概ね達成した	B	
	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	C	
	当該科目の到達目標を達成していない	D	不合格
	到達目標の達成度を評価できない	F	

別表3

摘要	評価基準	評価	単位認定
第７条第２項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
	当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格

東京医科歯科大学試験規則

（平成２３年４月１日
規　則　第　１　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目及び専門に関する教育科目（以下「授業科目」という。）の試験に関して、東京医科歯科大学学則（平成１６年規程第４号。以下「学則」という。）、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年規則第２１７号。）及び東京医科歯科大学学部専門科目履修規則（平成２２年規則第４１号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（試験の種類）

第２条　試験は、本試験、追試験及び再試験とする。

（試験の方法）

第３条　試験は、筆答試験、コンピュータ活用試験、口答試験及び実地試験のいずれかによって行う。

（本試験）

第４条　本試験は、定期試験及び共用試験をいう。

２　共用試験は、医学部医学科及び歯学部歯学科において行う。

（定期試験）

第５条　定期試験とは、履修した授業科目について行う試験をいう。

２　定期試験の実施日時は、試験実施日の２週間前までに公示する。

３　定期試験を受験することのできる者は原則として次のとおりとする。

(1) 講義及び演習　　当該授業科目の授業時間数の３分の２以上履修した者

(2) 実習　　当該授業科目の授業時間数の４分の３以上履修した者

４　定期試験の結果は、公示する。

５　第３項に定めるもののほか、定期試験の受験資格に関し必要な事項は、医学部、歯学部又は教養部（以下「部局」という。）において別に定めることができる。

（共用試験）

第６条　共用試験とは、知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験（ＣＢＴ）及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験（ＯＳＣＥ）をいう。

２　共用試験の実施日時は、試験実施日の２週間前までに公示する。

３　共用試験を受験することのできる者は医学部医学科及び歯学部歯学科において

別に定める。
４　共用試験の結果は、公示する。

（追試験）
第７条　追試験とは、病気、その他止むを得ない理由により本試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。ただし、追試験は原則として１回限りとする。
２　追試験を受験しようとする者（以下「追試験申請者」という。）は、所定の受験申請書に医師の診断書等の証明書類を添えて、本試験終了後原則として５日以内に医学部長、歯学部長又は教養部長（以下「学部長等」という。）に願い出て、許可を受けなければならない。
３　学部長等は、前項の申請について、教育委員会又は教務委員会と協議のうえ、その可否を決定し、追試験申請者に通知するものとする。
４　追試験受験決定が否の場合は、本試験を不合格とする。
５　試験の結果は、公示する。
６　第２項に定めるもののほか、追試験の申請に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

（再試験）
第８条　再試験とは、本試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対し行う試験をいう。ただし、再試験は、原則として１回限りとする。
２　再試験の実施日時は、指定の期日までに公示する。
３　再試験は当該学部長等の判断により、受験を許可しないことがある。
４　再試験受験決定が否の場合は、当該授業科目を不合格とする。
５　試験の結果は、公示する。
６　第３項に定めるもののほか、再試験の許可に関し必要な事項は、部局において別に定めることができる。

（試験の成績）
第９条 本試験、追試験及び再試験による成績については、科目責任者が１００点満点で採点し、６０点以上を「当該科目の到達目標のうち最低限を達成した」ものとして合格とする。
２ 共用試験の成績については、前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び歯学部歯学科において別に定める。

（成績の報告）
第１０条　科目責任者は、本試験、追試験及び再試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長等に報告しなければならない。
２　医学科教育委員会委員長又は歯学科教育委員会委員長は、共用試験について所定の用紙に採点結果を記入し、指定の期日までに当該学部長に報告しなければならない。

（罰則）

第１１条　試験において不正行為があったときは、学則第５８条の規定による懲戒の手続きをとるものとする。

（補則）

第１２条　この規則に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

２　東京医科歯科大学医学部試験規則（平成１６年規則２０２号）は廃止する。

３　東京医科歯科大学歯学部試験規則（平成１６年規則２１４号）は廃止する。

４ この規則は、平成23年3月31日において現に医学部または歯学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降在学者が所属する学年に再入　学、転入学するものについては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の東京医科　歯科大学医学部試験規則または東京医科歯科大学歯学部試験規則の例による。

附　則（平成28年3月31日規則第74号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

東京医科歯科大学学習の評価及び再履修についての教養部申合せ

（平成２３年　９月２１日
教養部教授会承認）

（趣旨）

第１条　この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年規則第２１７号。以下「履修規則」という。）第１２条に基づき、全学共通科目の学習の評価及び再履修について必要な事項を定めるものとする。

（学習の評価）

第２条　教員は、履修規則別表１に定める授業科目毎に１００点満点で採点し、別に定める成績評価表（以下「評価表」という。）にその最終成績を記入し、履修規則別表２のとおり学習の評価を行う。

２　前項の規定にかかわらず、履修規則第７条第２項に該当する科目については、履修規則別表３のとおり学習の評価を行う。

３　第１項及び前項の学習の評価に、通常の学習の成果を加味することができる。

４　教員は、東京医科歯科大学試験規則（平成２３年規則第１号。）第５条第３項の要件を満たしていない者を履修放棄とみなし、評価表に最終成績を記入する。

５　複数学期にわたって開設される科目の中間成績については、教員がこれを管理する。

６　再試験を行った科目の成績は、原則 60 点を上限とする。ただし、シラバスに明記した場合は 60 点以上とすることもできる。

７　学習の評価について異議がある学生は、所定の期日までに「教養部成績評価異議申し立て書」（別紙）を教養教務・支援係に提出しなければならない。

（ＧＰ）

第３条　教養部においては履修規則第７条第２項に該当する科目以外の成績は 100 点満点で付与するが、ＧＰ（Grade Point）で成績を評価する場合は、次のとおりとする。

成績評価	A＋	A	B	C	D	F
ＧＰ	4.0	3.5	3.0	2.0	1.0	0.0
成績区分	90 点以上	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	評価不能

２　次の場合については、教養部における GPA（Grade Point Average）の計算式には算入しない。

（１）履修規則第７条第２項に該当する科目

（２）東京医科歯科大学学部専門科目履修規則（平成２２年規則第４１号）第５条第１項に基づき単位認定された科目（部分認定された場合は、その当該単位）

（３）全学共通科目の単位認定についての申し合わせ（平成１７年教養部申し合わせ）第６項に基づき単位認定された科目

（再履修）

第４条　履修規則第７条に基づき評価した結果、必修科目、及び人文社会科学科目を除く選択科目が不合格となった場合は、学生は当該科目を再履修しなければならない。

２　必修科目のうち共通領域セミナー科目が不合格となった場合は、共通領域セミナー科目として開講される科目から、当該科目を再履修する又は新たな科目を履修することで不足単位を満たすことができる。

３　人文社会科学科目が不合格となった場合は、当該科目を再履修する又は人文社会科学科目の新たな

選択科目を履修することで不足単位を満たすことができる。

4　再履修する授業科目は、当該科目あるいは代替科目とするが、不合格となった科目と同一年度に、再履修することはできない。

5　複数の学習領域に分かれている科目については、担当教員が一部の学習領域を合格と認めた場合、他の学習領域のみを再履修することで、当該科目の再履修とみなすことができる。ただし、再履修する授業科目の開講学期は変更することができず、かつ当該科目が開講されている学期を休学した場合は当該科目の単位を取得することはできない。

6　再履修する授業科目の成績及び評価については、履修規則第７条に基づき行う。

附 則（平成２３年 ９月２１日教養部教授会承認）

１ この申合せは、平成２３年 ９月２１日から施行し、平成２３年 ４月 １日から適用する。

２ 平成２３年 ３月３１日において、現に本学に在学する者に係る学習の評価及び再履修については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２４年 ４月１８日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２４年 ４月１８日から施行し、平成２４年 ４月 １日から適用する。

附 則（平成２４年１２月 ５日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２４年１２月 ５日から施行し、平成２５年 ４月 １日から適用する。

附 則（平成２５年 ５月 １日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２５年 ５月 １日から施行し、平成２５年 ４月 １日から適用する。

附 則（平成２５年１１月２０日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２５年１１月２０日から施行し、平成２５年 ９月３０日から適用する。

附 則（平成２８年３月２日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年　４月１９日教養部教授会承認）

１　この申合せは、平成２９年　４月１９日から施行し、平成２９年 ４月　１日から適用する。

２　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に在学する者の属する学年に再入学、転入学又は編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成３０年　２月２１日教養部教授会承認）

この申合せは、平成３０年４月１日から施行する。

（別　紙）　　平成　　年　　月　　日

教養部成績評価異議申し立て書

学　　部＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学科・専攻＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

授 業 科 目 名		担 当 教 員	
（問い合わせ内容）			
担当教員への連絡	年　　月　　日に　　にて連絡		
（教員の回答）　　年　　月　　日			
学 生 へ の 連 絡	年　　月　　日　に連絡		
担 当 教 員 か ら 教 務 係 へ の 連 絡	成績訂正：有（訂正後の成績　　）・　無 年　　月　　日　　氏名　　印		
教養教務・支援係 確　　認　　欄	年　　月　　日		

東京医科歯科大学試験についての教養部申合せ

（平成２３年９月２１日
教養部教授会承認）

（趣　旨）

第１条　この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年規則第２１７号。以下「履修規則」という。）第６条第３項及び第９条並びに東京医科歯科大学試験規則（平成２３年規則第１号。以下「試験規則」という。）第５条第５項、第７条第６項及び第８条第６項に基づき、教養部において実施する試験について必要な事項を定めるものとする。

（定期試験）

第２条　定期試験は、科目を履修した後に行うものとする。

２　試験規則第５条第３項に規定する受験資格と異なる条件を付す場合は、あらかじめシラバスに明示する。

３　複数の学習領域に分かれている科目は、各領域の履修終了ごとに考査を行い、その総合評価をもって定期試験に代えることができる。この考査の受験資格については、第２条第２項に準ずるものとする。

（追試験）

第３条　追試験は、定期試験終了後原則として２月以内に実施する。

２　後期において追試験を行う場合は、進級判定教授会の１週間前までに実施する。

３　第２条第３項に規定する考査については、定期試験に準じて追試験の規定を適用するものとする。

（再試験）

第４条　必修科目、選択科目については、再試験を行う。ただし、再試験を行わない科目については、実施しない旨をあらかじめシラバスに明示するものとする。

２　病気その他やむを得ない理由により再試験を受験できずその延期を願い出ようとする者は、所定の申請書に医師の診断書等の証明書類を添えて、再試験終了後原則として５日以内に教養部長に願い出て、再試験受験の延期の許可を受けなければならない。

３　教養部長は、前項の申請について、教務委員会と協議のうえ、その可否を決定する。

４　後期において再試験を行う場合は、進級判定教授会の５日前までに実施する。

（試験の監督）

第５条　試験の監督者は、試験開始から３０分後に欠席調査を行う。それ以後の学生の試験室への入室、また試験開始後３０分以内の退室を認めない。

２　試験終了後の答案用紙は監督者が回収し、枚数を確認して教養教務・支援係に提出する。

（不正行為時の対応）

第６条　試験中、不正行為を行った学生への対応は次の各号に掲げる手順により行う。

(1) 監督者は、不正行為を発見次第、直ちに受験を中止させるとともに、不正行為を行った学生を教養教務・支援係へ出頭させる。不正行為の証拠物件はその場で没収する。

(2) 教養教務・支援係は、教務委員会及び当該試験科目の出題者にその旨連絡するとともに、当該学生を待機させる。

(3) 教養教務・支援係から連絡を受けた教務委員は、出題者や関係教員等との協議の上、当該学生の面接を行い不正行為の事実が確認された場合には当該科目の試験を無効とし、懲戒の対象となることを通告し、教養部長及び学生委員長に報告をする。

(4) 教養部長は、前号の報告を受けたときは速やかに当該学部長に報告する。

２　試験後に不正が明らかになった学生への対応は前項第３号、第４号に掲げる手順により行う。

附　則（平成２３年９月２１日教養部教授会承認）

１　この申合せは、平成２３年９月２１日から施行、平成２３年４月１日から適用する。

ただし、第４条第１項から第３項については、平成２４年４月１日入学者より適用する。

２　平成２３年３月３１日において、現に本学に在学する者に係る試験については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　「東京医科歯科大学学習の評価及び定期試験についての教養部申合せ」（平成２２年９月１日教養部教授会承認）は、廃止する。

４　「東京医科歯科大学再履修及び再試験についての教養部申合せ」（平成２２年９月１日教養部教授会承認）は、廃止する。

５　「東京医科歯科大学追試験についての教養部申合せ」（平成２２年９月１日教養部教授会承認）は、廃止する。

附　則（平成２４年４月１８日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２４年４月１８日から施行、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年１０月１６日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２５年１０月１６日から施行、平成２５年８月３０日から適用する。

附　則（平成２６年２月５日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２６年２月５日から施行、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年３月４日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２７年３月４日から施行する。

附　則（平成２８年３月２日教養部教授会承認）

この申合せは、平成２８年３月２日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附　則（平成３０年２月２１日教養部教授会承認）

この申合せは、平成３０年２月２１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

東京医科歯科大学学部教育におけるＧＰＡ制度
取り扱いに関する要項

（平成２８年３月３１日
制　　定）

（目的）

第１条　東京医科歯科大学の学部教育におけるＧＰＡ（Grade Point Average）制度の運用については、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年制定）、東京医科歯科大学医学部医学科専門科目履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学歯学部歯学科専門科目履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科専門科目履修内規（平成２３年制定）に定めるほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要項において、ＧＰＡとは、個々の学生の学習到達度をはかる数値で、履修登録した科目毎の評価（A^{+}，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｆ）を４から０までの点数に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点とする。

２　ＧＰＡ対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

(1) A^{+}，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｆによる学習の評価を行わない科目

(2) 他大学等で単位を修得し、本学として学習の評価を行わず「認定」とした科目

(3) 卒業要件に含まない科目のうち学生が申請して学科等が認めた科目（成績表ではＧＰＡ除外科目として明示される）

(4) ＧＰＡへの算入が適当でないと学科等が認めた科目（シラバスおよび成績表ではＧＰＡ除外科目として明示される）

（学習の評価及びＧＰ）

第３条　学習の評価及びGrade Point（ＧＰ）は、次のとおりとする。

評　価	ＧＰ	評価基準
A^{+}	４．０	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
Ａ	３．５	当該科目の到達目標を全て達成した
Ｂ	３．０	当該科目の到達目標を概ね達成した
Ｃ	２．０	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
Ｄ	１．０	当該科目の到達目標を達成していない
Ｆ	０．０	到達目標の達成度を評価できない

（ＧＰＡの種類及び計算方法）

第４条　ＧＰＡは、当該学年に履修した第２条第２項に定めるＧＰＡ対象授業科目につい

て、「当該年度のＧＰＡ」、「累積ＧＰＡ」に区分し、各区分は次に定める方法により計算するものとする。

＊ ＧＰＡの計算式

$$\text{当該年度のＧＰＡ} = \frac{\begin{array}{l}（\ ４\times A^{+}\text{取得単位数}＋３．５\times\text{Ａ取得単位数}＋３\times\text{Ｂ取得単位数}\\ ＋２\times\text{Ｃ取得単位数}＋１\times\text{Ｄ取得単位数}＋０\times\text{Ｆ取得単位数}）\end{array}}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

$$\text{累積ＧＰＡ} = \frac{\begin{array}{l}（４\times A^{+}\text{取得単位数}＋３．５\times\text{Ａ取得単位数}＋３\times\text{Ｂ取得単位数}\\ ＋２\times\text{Ｃ取得単位数}＋１\times\text{Ｄ取得単位数}＋０\times\text{Ｆ取得単位数}）\end{array}}{\text{総履修登録単位数}}$$

２　前項の計算式において、総履修登録単位数には不可となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。

３　計算値は四捨五入して少数第２位まで求めるものとする。

（ＧＰＡ計算期日）

第５条　ＧＰＡの計算は、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

（成績証明書への記載）

第６条　成績証明書への記載は、累積ＧＰＡを使用する。

（その他）

第７条　この要項に定めるもののほか、ＧＰＡ制度の実施に関して必要な事項は、各学科等において、別に定める。

附　則

１　この要項は、平成２８年４月１日から施行し、平成 28 年度入学者から適用する。

平成 27 年度以前入学者についても、GPA を計算する場合は、秀を A^{+}、優を A、良を B、可を C、不可を D、評価なしを F とみなし、適用する。

附　則（平成３０年９月６日制定）

この要項は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目の履修に係る申合せ

平成２７年　１月２１日
教養部教授会制定

（趣旨）

第１条　この申合せは、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年規則第２１７号。以下「履修規則」という。）第１１条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（単位認定）

第２条　教養部長は、本学歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻３年次又は口腔保健工学専攻２年次に編入学を予定する者（以下本条において「編入学予定者」という。）が本学に提出した成績証明書及び学習内容がわかるもの（シラバス等）に基づき、教養部教授会の議を経て、あらかじめ履修規則別表１（１）に定める単位を認定することができる。ただし、編入学予定者が学士号取得者の場合は、履修規則別表１（１）に定める全ての単位を認定するものとする。

２　編入学予定者が本学に入学しなかった場合の前項にて認定した単位は、取り消すものとする。

３　教養部長は、前項の場合を除き、第１項の認定の結果について歯学部長に通知する。

（成績）

第３条　前条第１項の単位認定の結果「合格」と判定された科目の評価区分は「認定」とする。

（修了要件）

第４条　口腔保健衛生学専攻３年次編入生は２年以内に、口腔保健工学専攻２年次編入生は３年以内に、履修規則別表１（１）に定める単位をすべて修得することができない学生には、東京医科歯科大学学則第３３条による退学を命ずる。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。

（雑則）

第５条　この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この申合せは、平成２７年１月２１日から施行し、平成２７年１月１日から適用する。

２　平成２６年１２月３１日以前に本学歯学部口腔保健学科に編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この申合せは、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に本学歯学部口腔保健学科に編入学した者については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ

（平成２０年２月８日
申　　合　　せ）

１．目的

この申合せは、東京医科歯科大学学則（以下「学則」という。）第５８条の規定に基づく学生の懲戒に関し、基本的な考え方、手続、標準その他の必要な事項を定めることにより、その適正及び公正を図ることを目的とする。

２．基本的な考え方

⑴ 学生に対する懲戒は、大学の規律、秩序を維持し、教育目的を達成するため、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁を課すものである。

⑵ 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えたうえで行うものとする。

⑶ 懲戒の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

３．懲戒の種類

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

⑴ 退学

退学は、学生の身分を失わせることである。

⑵ 停学

① 停学は、一定の期間登校を禁止することである。

② 停学は、無期停学及び有期停学とする。

③ 有期停学の期間は６か月未満とする。

④ 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めないものとする。ただし、短期間（１か月以内）の場合には、在学年限及び修業年限に含めることができる。

⑤ 無期停学は、原則として６か月を経過した後でなければ解除することができない。

⑥ 停学期間には、学則第９条の「休業日」を含むものとする。

⑶ 訓告

訓告は、懲戒対象行為について、注意を与え、将来にわたってそのようなことがないように戒めることである。

４．謹慎

学生の当該行為が懲戒に該当することが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、部局長（医学部長、歯学部長又は教養部長をいう。以下同じ。）は、当該学生に懲戒決定前に謹慎を命ずることができる。この場合、謹慎の期間は特に定めないが、この間は当該学生の登校を禁止する。

なお、謹慎の期間はその全部又は一部を停学期間に通算することができる。

５．停学期間中の措置

(1) 停学期間中の学生に対して当該部局は、面談等により、更正に向けた指導を適宜行うものとする。
(2) 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。
(3) 停学期間中の休学の願い出は、受理しないものとする。

６．懲戒の手続
(1) 調査委員会の設置
①学部長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに学長に報告するとともに、当該学生が所属する学部教授会の議を経て、当該学部教授会の構成員で組織する調査委員会を設置するものとする。
なお、調査委員会には、事案により当該学部教授会の構成員以外の者を加えることができる。
②調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒に関する事実認定の報告書（様式１）を作成するものとする。
(2) 事情聴取等
①調査委員会は、調査に当たり当該学生に対し事情聴取を行うものとする。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により直接事情聴取を受けることができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取することができる。
②調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。
(3) 調査等の結果の報告
調査委員会は、懲戒に関する事実認定の報告書を学部長に提出するものとする。
(4) 教授会審議
学部長は、調査委員会の報告に基づき、当該学部教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。
(5) 懲戒の決定
学長は、学部長の報告に基づき、懲戒の要否及び種類・程度を決定するものとする。
(6) 懲戒通知書の交付等
学部長は、学長の命により当該学生に対し懲戒通知書（様式２）を交付するものとする。
(7) 懲戒処分の告知及び告示
学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人に告知し、教育研究評議会に報告し、当該学生の所属、懲戒の種類及び事由を告示する。
(8) 懲戒に関する記録
懲戒処分を行ったときは、学籍簿の「特記事項」に記載するものとする。
(9) 退学願いの不受理
学部長は、懲戒の手続中の学生から自主退学の願い出があった場合は、これを受理しないものとする。
(10) その他
二つ以上の部局に関わる事案があるときは、当該部局長は相互に連絡協議するものとする。

７．不服が申立てられた場合の手続
(1) 懲戒を受けた学生は、その処分について、事実誤認、新事実の発見、処分の種類または内容等について異議がある場合には、懲戒通知書を受領した日の翌日から起算して１４日以内

に、学長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。ただし、不服申立てにより懲戒の効力は停止しない。

⑵ 学長は懲戒を受けた学生から不服申立てがあった場合には、学部長に再審議を行わせることができる。

⑶ 学部長は、当該学部教授会に再審議をする旨を報告の上、新たな構成員で組織される調査委員会に再調査等を行わせるものとする。

⑷ 学長は、再調査等の結果に基づく処分内容を当該学生に通知しなければならない。

８．無期停学の解除

⑴ 学部長は、無期停学処分を受けた学生について、指導教員等と協議し、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、当該学部教授会の議を経て、学長に申出るものとする。

⑵ 学長は、学部長の申出に基づき、無期停学の解除を決定するものとする。

⑶ 学部長は、学長の命により当該学生に対し停学解除通知書（様式３）を交付するものとする。

９．試験の無効等

⑴ 試験の無効

試験における不正行為を行った学生が受験した当該科目の試験は無効とする。

⑵ 停学期間中の受験及び履修手続

停学期間中の受験は認めない。ただし、履修手続きは可能とする。

１０．懲戒の標準は、別表のとおりとする。

１１．科目等履修生等の懲戒

この申合せの規定は、学則第１０章及び第１２章に規定する科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生並びに大学院研究生の懲戒について準用する。

１２．大学院学生の懲戒

大学院学生の懲戒については、この申合せの規定を準用する。この場合において、以下のように字句を読み替えるものとする。

⑴ 「学部教授会」を「研究科運営委員会等」

⑵ 「学部長」、「部局長（医学部長、歯学部長、教養部長をいう。以下同じ。）」及び部局長を「研究科長等」

⑶ 「試験」を「試験（単位認定を目的とした定期試験をいう。）」

⑷ 様式２ 中、「東京医科歯科大学学則第５８条」を「東京医科歯科大学大学院学則第６０条の規定により準用する東京医科歯科大学学則第５８条」

なお、この申合せにおける「大学院学生」には、大学院学則（平成１６年４月１日規程第５号）第１２章から第１４章までに規定する聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生、科目等履修生を含むものとする。 」

１３．守秘義務

学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、事実上知りえた情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

１４.この申合せの改廃は、学生支援・保健管理機構運営委員会において行う。

附　則

この申合せは、平成２０年２月８日から施行する。

附　則（平成２４年２月２４日制定）

１　この申合せは、平成２４年４月１日から施行する。

２　この申合せの施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成２４年９月３０日まで、なお従前の例による。

附　則（平成２８年１０月２１日制定）

この申合せは、平成２８年１０月２１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２０日制定）

この申合せは、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１３日制定）

この申合せは、平成３０年１２月１３日から施行し、平成３０年１１月３０日から適用する。

別表

懲戒の標準

・懲戒対象行為の標準的な例及び懲戒の種類は次の表のとおりとする。

懲戒対象行為の標準的な例	懲戒の種類
１．試験における不正行為	
(1)　代理（替玉）受験を行った場合又は行わせた場合	退学
(2)　許可されていないノート及び参考書等を参照した場合	停学
(3)　答案を交換した場合	停学
(4)　その他、試験において不正行為を行った場合	停学又は訓告
２．その他の懲戒対象行為	
(1) 殺人、傷害、強盗、放火、誘拐、窃盗、痴漢等の犯罪	
①　殺人、傷害、強盗、強姦、放火、誘拐等の犯罪を行った場合	退学
②　窃盗、詐欺、恐喝等の犯罪を行った場合	退学又は停学
③　痴漢（のぞき見、盗撮等を含む）を行った場合	停学又は訓告
(2) 交通事故・交通法規違反	
①　人身事故を伴う交通事故を起こした場合であって、次のいずれかに該当する場合であること （ア）ひき逃げ行為をしたとき （イ）その原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等悪質なとき （ウ）被害者を死に至らしめたとき（過失がない場合を除く）	退学又は停学
②　飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の重大な交通法規違反を犯した場合	退学、停学又は訓告
(3) ハラスメント等行為 性的関係の強要、飲酒の強要、いじめや嫌がらせ、ストーカー行為を行った場合	退学、停学又は訓告
(4) 社会的モラルを問われる行為	
①　未成年者の飲酒	停学又は訓告
②　未成年者に飲酒を勧めた場合・容認した場合	停学又は訓告
③　喧嘩、酩酊、喧騒等により、警察等に通報されるなど迷惑をかける行為	停学又は訓告
④　その他本学の名誉・信用を失墜させる行為	停学又は訓告
(5) 薬物犯罪 違法薬物の売買又はその仲介、違法薬物の自己使用等を行った場合	退学又は停学
(6) 個人情報の漏えい 授業又は実習・研修等で知り得た、教職員、学生及び患者の個人情報を漏らした場合	
①　情報の漏えいが故意の場合	退学又は停学
②　情報の漏えいが過失の場合	停学又は訓告
(7) コンピュータ等の不正行為コンピュータ及びコンピュータネットワークの不正使用等並びにこれらを利用した不正行為	退学、停学又は訓告
(8) 本学の教育・研究活動を妨げる不正行為	
①　研究成果作成の際に論文やデータの捏造を行った場合	退学、停学又は訓告
②　剽窃を行った場合	停学又は訓告
③　知的財産を喪失させる行為又は妨げる行為を行った場合	退学又は停学

④　学生の学修、研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力、威力等の不当な手段によって妨害した場合	退学又は停学

３．再犯学生の懲戒

過去に懲戒を受けた学生が、再び懲戒対象行為を行った場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、各標準を超える重い懲戒を行うことがある。

備考

・「標準的な例」に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となる場合がある。

・「懲戒の種類」に掲げられていない種類の懲戒が課せられる場合もある。

国立大学法人東京医科歯科大学学生指導票交付要項

２０１８年８月１日
学　　長　　裁　　定

（趣旨）

第１条　国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）における学生に対する指導票の交付については、原則として、この要項の定めるところによる。

（指導票）

第２条　大学は、改善が必要と認められる対象者に対し、指導票を交付することができる。

（対象者及び交付者）

第３条　指導票の対象者及び交付者については、原則として、次の表に掲げる者とする。

対象者	交付者
学生（学部学生及び大学院生をいう。）	国立大学法人東京医科歯科大学部局長等の任免に関する規則（平成２７年規則第２１７号）に定める部局長等

（改善指導）

第４条　対象者を指導する地位にある者（以下「指導者」という。）は、対象者の修学状況に問題がある場合は、口頭指導により速やかな改善を図り、「指導記録」（別紙参考様式１）に、その経緯を記録する。

２　交付者は、前項の指導者による口頭指導によっても対象者の修学状況に改善が図られていないと認めた場合は、「経過報告書」（別紙参考様式２）を学長に提出した上で、対象者に対し、「指導票」（別紙参考様式３）を交付することができる。

３　指導者は、前項の指導票発行後においても、対象者の修学状況を確認し、必要に応じて、口頭指導を引き続き行い、「指導記録」（別紙参考様式１）にその経緯を記録する。

４　前各項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学長が交付者となって、指導票を交付することができるものとする。

附　則

この要領は、２０１８年８月１日から施行する。

VI. 建物配置図・教養部教員連絡先

国府台地区建物配置図

1	管理研究棟	6	武道館	11	国際学生宿舎
2	シャン・ドゥ・コーズリー	7	サークル室	12	ヒポクラテスホール（校舎棟）
3	図書館分館	8	合宿研修所	13	13 番教室
4	体育館	9	弓道場		
5	里見寮	10	国際交流会館		

【教室・実習室配置場所】

1～7 番教室　　：１２ヒポクラテスホール（校舎棟）
計算機実習室・実験室：１２ヒポクラテスホール（校舎棟）
8～12 番教室　　：１管理研究棟

1 管理研究棟

3F

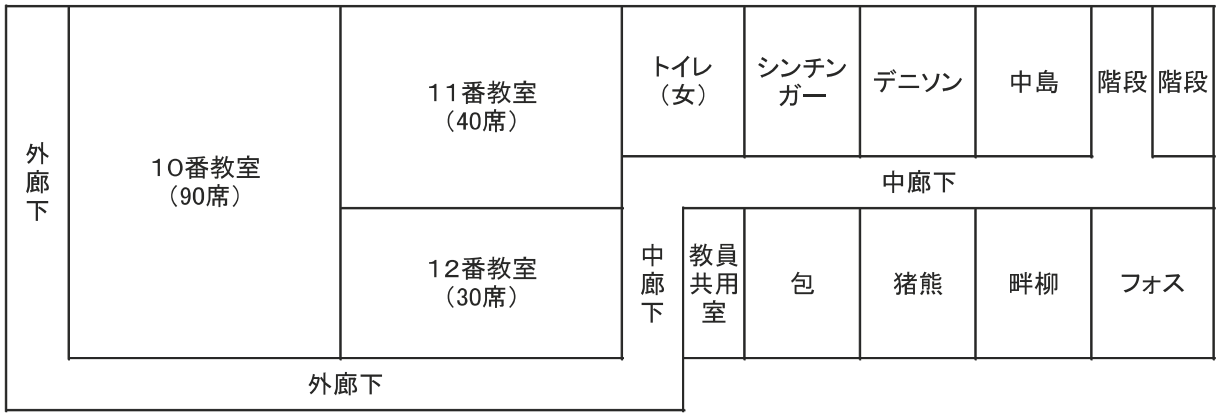

2F

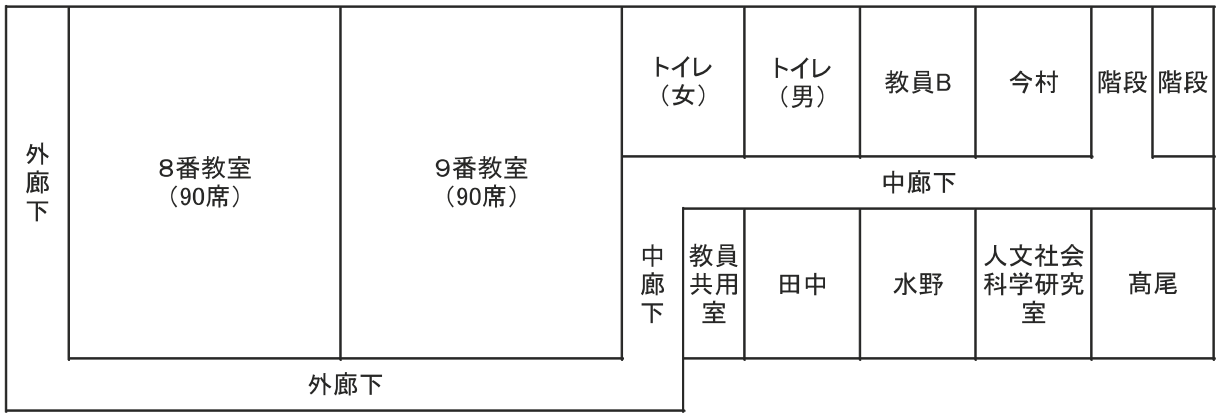

1F

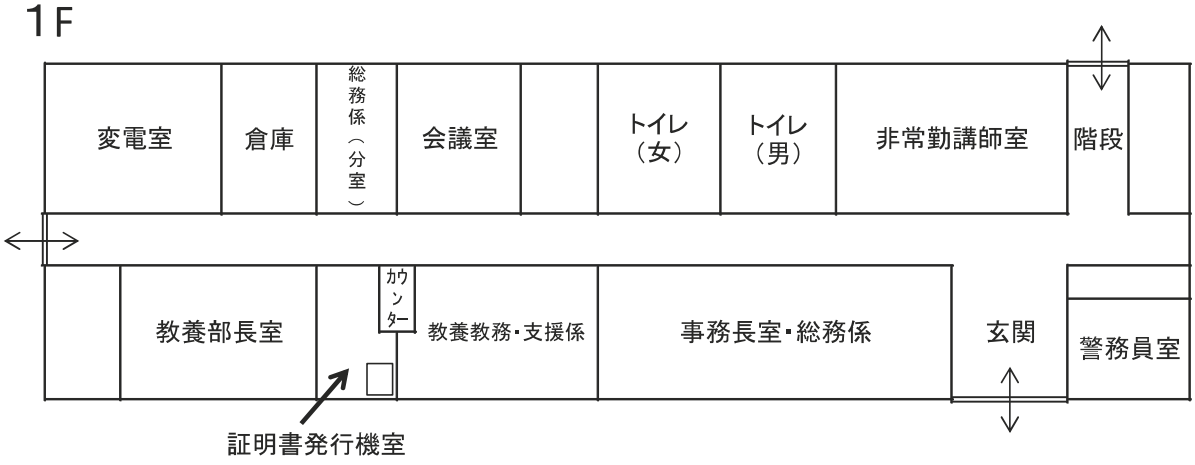

12 ヒポクラテスホール（校舎棟）

1F

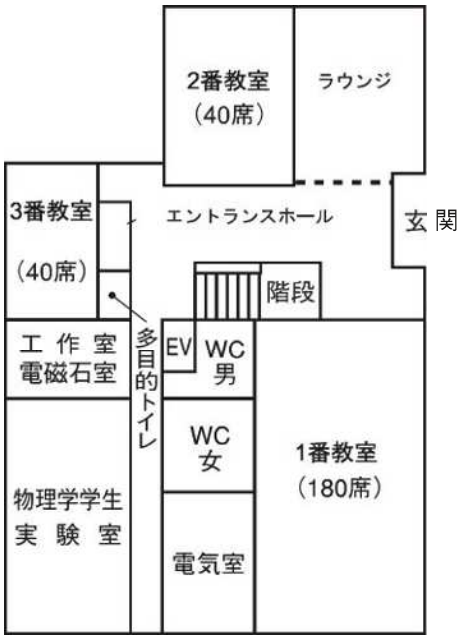

2F

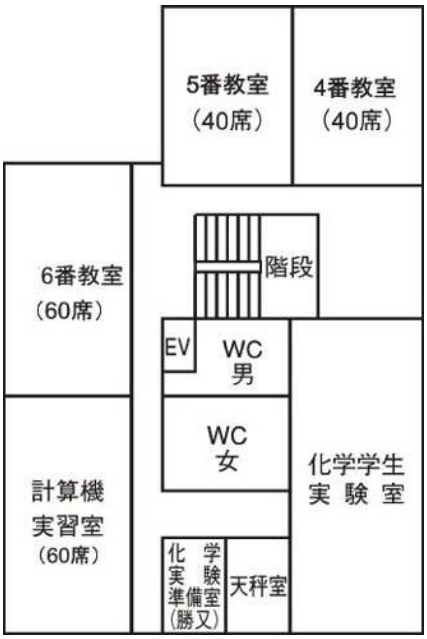

3F

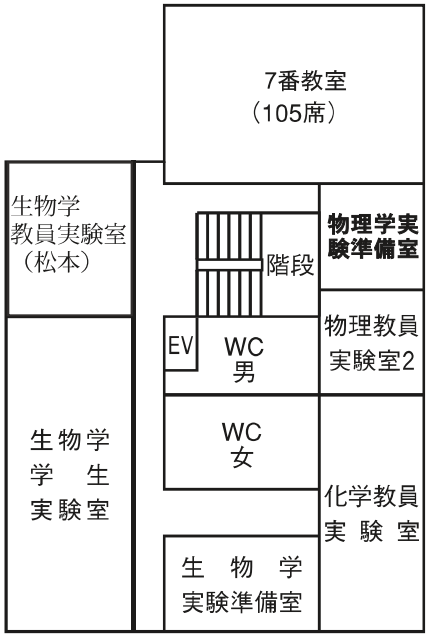

4F

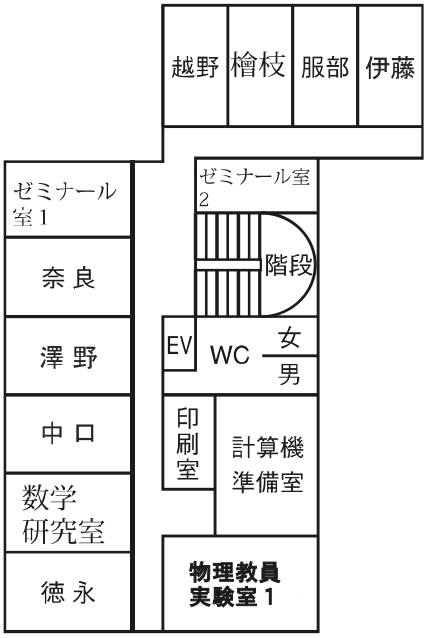

2 シャン・ドゥ・コーズリー

2F

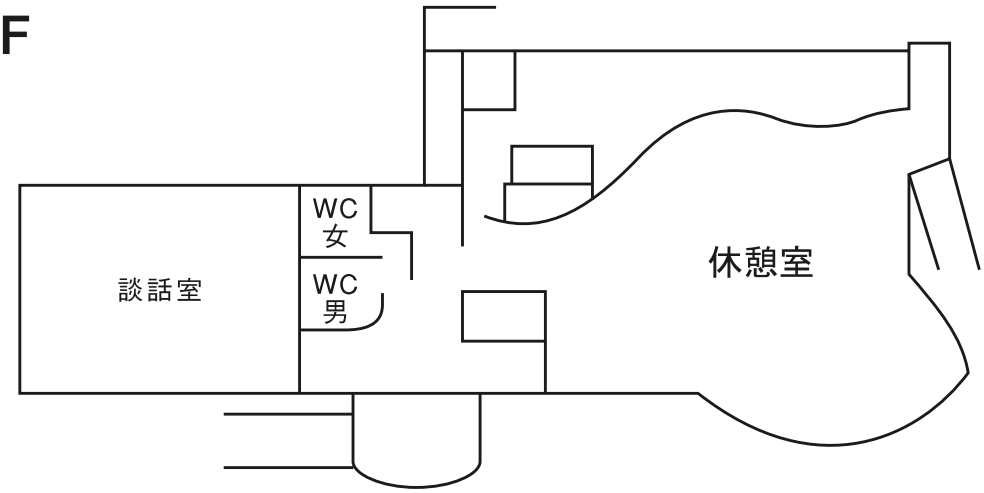

1F

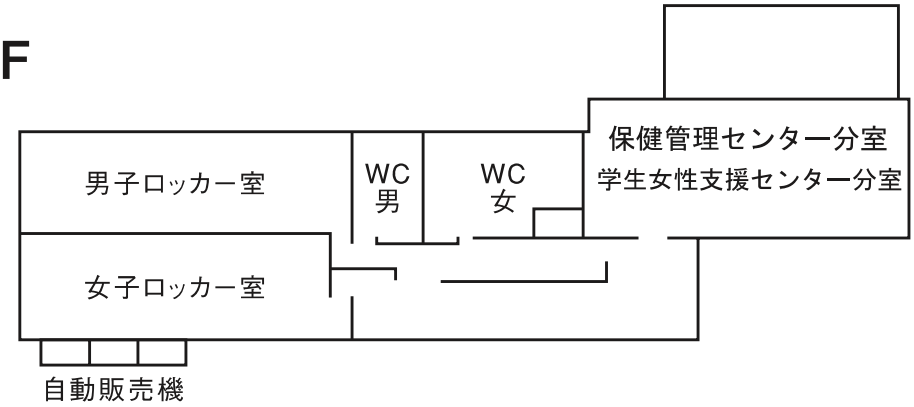

●図書館国府台分館

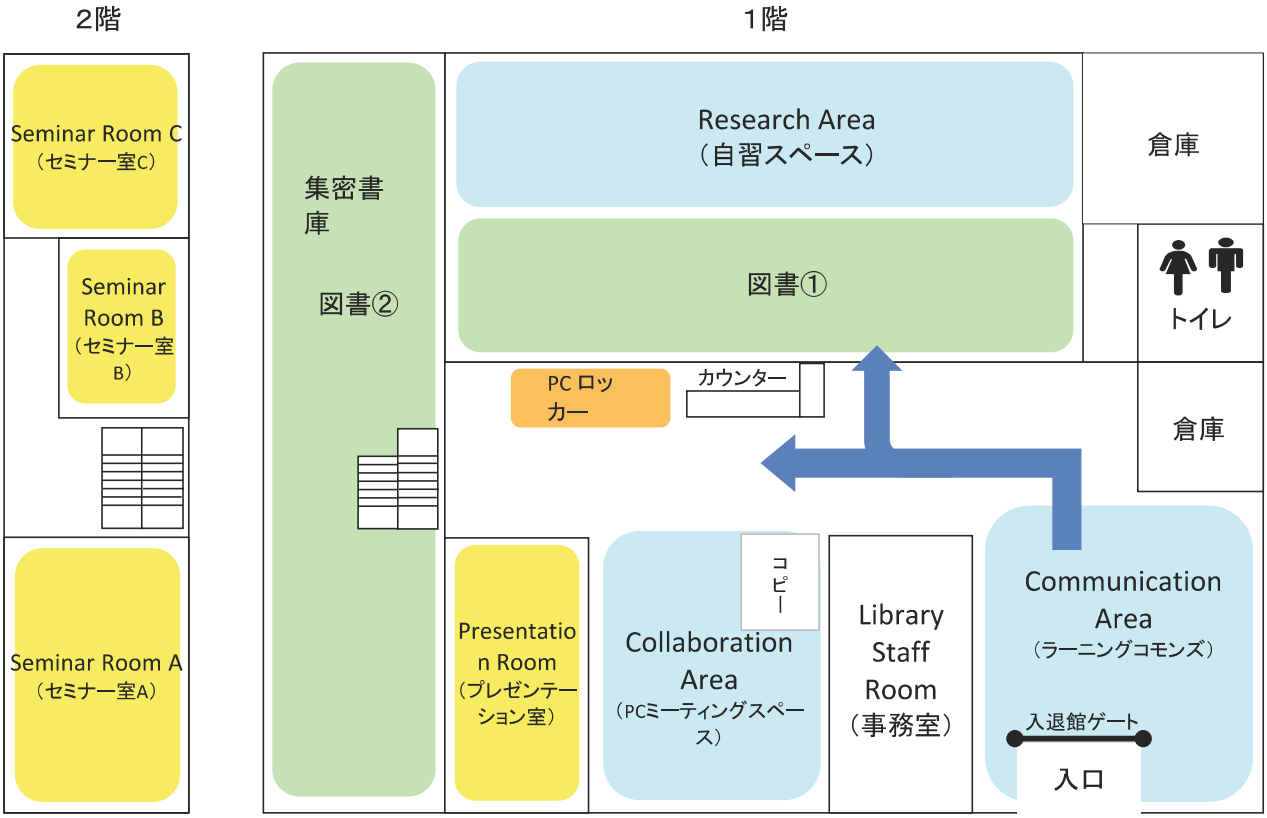
2階
1階
Seminar Room C
（セミナー室C）
Seminar Room B
（セミナー室B）
Seminar Room A
（セミナー室A）
集密書庫
図書②
Research Area
（自習スペース）
図書①
倉庫
トイレ
倉庫
PC ロッカー
カウンター
Presentation Room
（プレゼンテーション室）
コピー
Collaboration Area
（PCミーティングスペース）
Library Staff Room
（事務室）
Communication Area
（ラーニングコモンズ）
入退館ゲート
入口

湯島地区建物配置図

1	1 号館西	9	医科 A 棟	16	8 号館北
2	2 号館	10	医科 B 棟	17	21 号館
3	1 号館東	11	3 号館	18	22 号館
4	7 号館	12	M&D タワー	19	12 号館
5	歯科棟北	13	5 号館	20	23 号館
6	歯科棟南	14	6 号館		
7	10 号館	15	8 号館南		

湯島地区使用講義室一覧

共用講義室１	１２	M&D タワー2F
共用講義室２	１２	M&D タワー2F
医学科講義室１	１１	3 号館 2 階
医学科講義室２	１１	3 号館 3 階
医学科症例検討室	１０	医学部附属病院 5F
保健衛生学講義室１	１１	3 号館 18F
保健衛生学講義室２	１１	3 号館 8F
保健衛生学講義室３	１１	3 号館 8F
保健衛生学講義室４	１１	3 号館 7F
歯学部第 1 講義室	4	7 号館 1F
歯学部第 2 講義室	4	7 号館 2F
歯学部第 3 講義室	4	7 号館 2F
歯学部第 4 講義室	4	7 号館 4F
歯学部第 1 ゼミナール室	3	1 号館東 7F
歯学部第 2 ゼミナール室	3	1 号館東 7F
歯学部第 3 ゼミナール室	3	1 号館東 6F
歯学部第 4 ゼミナール室	4	7 号館 6F
演習室	6	歯科棟南 4F
歯学部特別講堂	6	歯科棟南 4F
歯学部演習室１～１１	1	1 号館西 6F
ＯＨ第１～３講義室	1	1 号館西 7F
ＯＨ第４講義室	1	1 号館西 8F
ＯＥ第１講義室	2	2 号館 3F
ＯＥ第４講義室	2	2 号館 2F

※　□内は前ページ建物番号に準ずる。

教養部教員（非常勤講師を除く）連絡先

2019年4月1日現在

氏名	分野	研究室	オフィスアワー	電話	メールアドレス	備考
高尾　千津子	歴史学	管理研究棟2階	金　12:30～13:30	7115	takao.las@tmd.ac.jp	
田中　智彦	哲学	管理研究棟2階	前期：月　12:30～13:30 後期：第1・第3水 12:30～15:00	7112	tanaka.las@tmd.ac.jp	人文社会科学科目全般の問い合わせに対応
水野　哲也	保健体育	管理研究棟2階	金　11:00～12:30	7136	mizuno.las@tmd.ac.jp	
徳永　伸一	数学	ヒポクラテス4階	月・木　12:20～13:10	7118	tokunaga.las@tmd.ac.jp	
中口　悦史	数学	ヒポクラテス4階	月・水 12:00～13:00	7116	nakaguti.las@tmd.ac.jp	
檜枝　光憲	物理学	ヒポクラテス4階	金　16:30～17:30	7120	hieda.las@tmd.ac.jp	
越野　和樹	物理学	ヒポクラテス4階	月　12:00～13:00	7119	ikuzak.las@tmd.ac.jp	
増田　俊平	物理学	ヒポクラテス4階	火・水　12:00～13:00	7121	s.masuda.las@tmd.ac.jp	
設楽　智洋	物理学	ヒポクラテス4階	月　12:00～14:00	7121	shitara.las@tmd.ac.jp	
奈良　雅之	化学	ヒポクラテス4階	水　12:00～14:00 金　12:00～13:00	7122	nara.las@tmd.ac.jp	
澤野　頼子	化学	ヒポクラテス4階	金　12:00～13:00	7123	sawano.las@tmd.ac.jp	
勝又　敏行	化学	ヒポクラテス2階	金　12:00～13:00	7141	katsumata.las@tmd.ac.jp	
服部　淳彦	生物学	ヒポクラテス4階	水　12:30～14:00 金　10:30～12:30	7126	ahattori.las@tmd.ac.jp	
伊藤　正則	生物学	ヒポクラテス4階	月　10:00～14:00	7125	itohmt.las@tmd.ac.jp	
松本　幸久	生物学	ヒポクラテス3階	月　16:30～18:00	7127	yukihisa.las@tmd.ac.jp	
畔柳　和代	英語	管理研究棟3階	木　12:30～13:20	7131	kuroyanagi.las@tmd.ac.jp	
Patrick Foss	英語	管理研究棟3階	水・木　12:30～13:10	7139	foss.las@tmd.ac.jp	
猪熊　恵子	英語	管理研究棟3階	水　12:30～13:00 木　12:30～13:20	7134	inokuma.las@tmd.ac.jp	
Jeanett Dennisson	英語	管理研究棟3階	水・木　12:30～13:00	7130	dennisson.las@tmd.ac.jp	
Emi Schinzinger	ドイツ語	管理研究棟3階	月　16:30～18:00	7133	schinzinger.las@tmd.ac.jp	
中島　ひかる	フランス語	管理研究棟3階	月・水　12:30～13:00	7135	nakashima.las@tmd.ac.jp	第二外国語全般の問い合わせに対応
包　敏	中国語	管理研究棟3階		7129		
今村　圭介	日本語	管理研究棟2階	水　10:00～13:00	7151 (※)	imamura.las@tmd.ac.jp	

電話はダイヤルイン047-300-（※の電話はダイヤルイン047-709-）〇〇〇〇（下4桁）です。